

第3次北杜市障害者計画



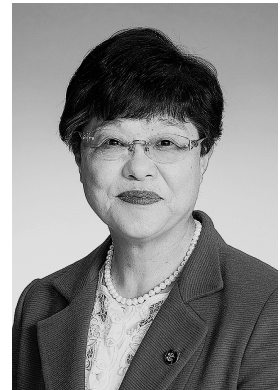
平成30年3月

北杜市

はじめに

本市は、豊富な水、きれいな空気、おいしいお米、おいしいお酒、安全な野菜や果物、さらには、人々の豊かな心、豊富な人財や文化などに恵まれた、魅力あふれるまちです。

市政においても、人と自然のつながり、人と社会のつながり、人と人のつながりを大切にしながら、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指してきました。



その中で、近年、法制面を含め、障害のある方を取り巻く環境も大きく変化しつづいています。障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、福祉サービスの充実だけでなく、一人ひとりの自己決定を尊重し、その人らしさを大切にしながら、誰もが共に支えあい、助けあう気持ちを持って、少しずつでも実践していくことが大切です。

本市では、平成25年3月に「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」を基本理念とする「第2次北杜市障害者計画」を策定し、障害者施策の推進を図ってきましたが、平成29年度で計画期間が終了となります。そこで、これまでの取り組みや国・県の動向等を踏まえつつ、新たに「第3次北杜市障害者計画」を策定しました。

今回の計画では、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、あらゆる障害を有する方を対象とし、障害の状況に応じた支援の充実を図るとともに、障害者差別の解消に向けた取り組みや、地域で共に暮らすための取り組みを重視しています。

障害について理解を深め、共に支えあうことで、一人ひとりが輝ける「愛でつながる北杜市」を目指してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

北杜市長 渡辺 英子

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 国・県の動向	2
第2節 計画の位置づけ	4
(1) 計画の法的根拠・障害（児）福祉計画との関連	4
(2) その他計画との関連	4
(3) 本計画が対象とする障害者・障害児の定義	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第2章 本市の障害者を取り巻く状況	6
第1節 統計から見る本市の状況	6
(1) 障害者手帳所持者の状況	6
(2) 障害のある子どもの状況	11
(3) 障害者の就労の状況	12
第2節 アンケート・ヒアリングの実施概要	13
(1) アンケート調査の実施概要	13
(2) 関係団体ヒアリング調査の実施概要	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
第1節 計画の基本理念	14
第2節 基本方針	15
第3節 施策の体系	16
第4章 具体的な取り組み	19
基本方針1 安心して暮らせる体制づくり	19
施策の方向1－（1）相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備	19
1－（1）－1 相談支援体制の充実	21
1－（1）－2 情報提供の充実	23
1－（1）－3 権利擁護と虐待防止体制の充実	23
1－（1）－4 分野横断的な総合相談支援体制の整備	24
施策の方向1－（2）保健・医療の充実	26
1－（2）－1 障害の原因となる疾病の予防	28
1－（2）－2 各種健（検）診の受診勧奨	29
1－（2）－3 こころの健康づくり	29
施策の方向1－（3）安全・安心な生活環境の整備	30

1-(3)-1	公営住宅のバリアフリー化及び優先入居の推進	31
1-(3)-2	グループホーム等の整備促進	31
1-(3)-3	道路・公共施設のバリアフリー化の推進	32
施策の方向1-(4)	防災体制の強化	33
1-(4)-1	災害時の情報提供	35
1-(4)-2	災害時避難行動要支援者対策の推進	35
1-(4)-3	避難所生活への配慮	36
基本方針2	健やかな育ちへの支援	37
施策の方向2-(1)	療育・保育の充実	37
2-(1)-1	乳幼児健診・相談の実施	38
2-(1)-2	発達に関する相談の実施	39
2-(1)-3	保育士の適切な配置	40
施策の方向2-(2)	個々に応じた教育の推進	41
2-(2)-1	就学時健診の実施と情報共有	42
2-(2)-2	特別支援教育コーディネーターの配置	43
2-(2)-3	教員の適切な配置	43
2-(2)-4	福祉と教育の連携強化	44
基本方針3	社会参加への支援	45
施策の方向3-(1)	雇用・就労の促進	45
3-(1)-1	ほくとハッピーワークによる就労支援	46
3-(1)-2	就労支援及び就労の場の確保	47
3-(1)-3	障害者優先調達推進法への対応	48
3-(1)-4	障害者雇用に関する事業主向け支援	48
施策の方向3-(2)	社会参加への手段の確保	49
3-(2)-1	外出の支援	51
3-(2)-2	意思疎通の支援	52
施策の方向3-(3)	福祉に関する理解促進	53
3-(3)-1	ボランティア活動啓発と、ボランティアの養成・コーディネート	55
3-(3)-2	学校における福祉教育の推進	55
3-(3)-3	一般市民への理解促進	56
施策の方向3-(4)	ユニバーサルデザインの促進	58
3-(4)-1	ユニバーサルデザインに配慮した広報誌の作成	60
3-(4)-2	アクセシビリティを確保したホームページの作成	60
第5章	計画の推進に向けて	62
第1節	計画の推進体制	62
(1)	庁内の連携体制の充実	62
(2)	国・県・近隣市町との連携	62
(3)	市民・団体・事業所・関係機関等との連携	62

第2節 計画の進捗管理	63
資料編	64
1 計画の策定経過	64
2 北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	65
3 北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿	67

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

これまで、社会情勢の変化や保健・医療の進歩等を背景に、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、「障害者とそうではない人が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態である」というノーマライゼーションの考え方が社会に浸透する中、「すべての人を社会の構成員として包み込み、支えあい、共生する社会を目指す」というインクルージョンの考え方が、学校、地域、社会づくりの新たな方向性として動き出しています。

本市でも国や県の動向を踏まえながら、次代を見据えた取り組みを推進していく必要があります。

本市では、平成18年3月に、平成18年度から平成20年度の3か年を計画期間とする「北杜市障害福祉計画」を策定し、この中で、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等の確保のための方策などを定めています。また平成19年3月に、平成19年度から平成24年度の6か年を計画期間とする「北杜市障害者計画」を策定し、この中で、本市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めています。

その後も、平成21年3月に「北杜市障害福祉計画（第2期計画）」、平成24年3月に「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」を策定し、事業の具体的な推進を図るとともに、平成25年3月には、「第2次北杜市障害者計画」を策定し、本市における障害者施策の推進を図っています。

このたび、平成29年度末に、「第2次北杜市障害者計画」の計画期間が終了することを受け、新たに「第3次北杜市障害者計画」を策定するものです。

■市の主な動向

年月	事項
平成18年3月	「北杜市障害福祉計画」の策定
平成19年3月	「北杜市障害者計画」の策定
平成21年3月	「北杜市障害福祉計画（第2期計画）」の策定
平成24年3月	「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」の策定
平成25年3月	「第2次北杜市障害者計画」の策定

(2) 国・県の動向

①国の動向

国では、平成 18 年の「障害者自立支援法」施行をはじめ、障害者福祉向上に向けた様々な取り組みを進めてきました。その後、平成 25 年には「障害者総合支援法」の一部施行、平成 26 年には「障害者権利条約」の批准、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行されています。

そして今後も、平成 30 年には、改正「児童福祉法」の一部施行や、改正「障害者総合支援法」の一部施行が予定されています。改正「児童福祉法」では、発達支援サービスの強化や関係機関との連携強化とともに、障害児福祉計画の策定が新たに盛り込まれています。また、改正「障害者総合支援法」では、地域生活支援の強化や就労支援の強化、障害者の高齢化への対応といった事項が盛り込まれるなど、時代の変化とともに法制度等も大きく変えながら、障害者施策が推進されています。

■国の主な動向

年月	事項
平成 18 年 4 月	「障害者自立支援法」の施行
平成 18 年 12 月	「バリアフリー新法」の施行
平成 18 年 12 月	「教育基本法」の全部改正
平成 19 年 9 月	「障害者の権利に関する条約」への署名
平成 23 年 8 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」の施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」の施行（一部は平成 26 年 4 月施行）
平成 25 年 4 月	「障害者優先調達法」の施行
平成 26 年 1 月	「障害者の権利に関する条約」の批准
平成 28 年 4 月	「障害者差別解消法」の施行
平成 30 年 4 月	改正「障害者総合支援法」の一部施行（予定）
平成 30 年 4 月	改正「児童福祉法」の一部施行（予定）

②県の動向

山梨県では、平成 21 年に「新やまなし障害者プラン」、平成 24 年に「やまなし障害者プラン 2012」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援、更に障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進してきました。また、山梨県障害者計画と、第4期山梨県障害福祉計画を統合した「やまなし障害者プラン 2015」を平成 27 年に策定し、障害者基本法の目的である共生社会の実現に向け、市町村や関係機関と連携しながら、総合的に障害者福祉施策に取り組んでいます。

■県の主な動向

年月	事項
平成 21 年 3 月	「新やまなし障害者プラン」の策定
平成 24 年 3 月	「やまなし障害者プラン 2012」の策定
平成 27 年 3 月	「やまなし障害者プラン 2015」の策定
平成 28 年 2 月	「やまなし障害者プラン 2015」の改定

第2節 計画の位置づけ

（１）計画の法的根拠・障害（児）福祉計画との関連

第3次北杜市障害者計画（本計画）は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

なお、北杜市障害福祉計画（第5期計画）・北杜市障害児福祉計画（第1期計画）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画であり、「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになるものです。

上記計画は、相互に密接な関係のもとに、策定と施策展開を図ります。

（２）その他計画との関連

本計画は、市の最上位計画となる「第2次北杜市総合計画」をはじめ、「第3次北杜市地域福祉計画」、「北杜市障害福祉計画（第5期計画）」・「北杜市障害児福祉計画（第1期計画）」、「第5次北杜市老人福祉計画」、「北杜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次北杜市健康増進計画」といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を図りながら策定・推進します。

（３）本計画が対象とする障害者・障害児の定義

本計画で対象とする「障害者」とは、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、あらゆる障害を有する人としています。

障害者基本法の規定に基づく、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。高次脳機能障害、発達障害や難病患者も対象とします。

また、「障害児」については、上記に規定される者のうち18歳未満の人とします。

第3節 計画の期間

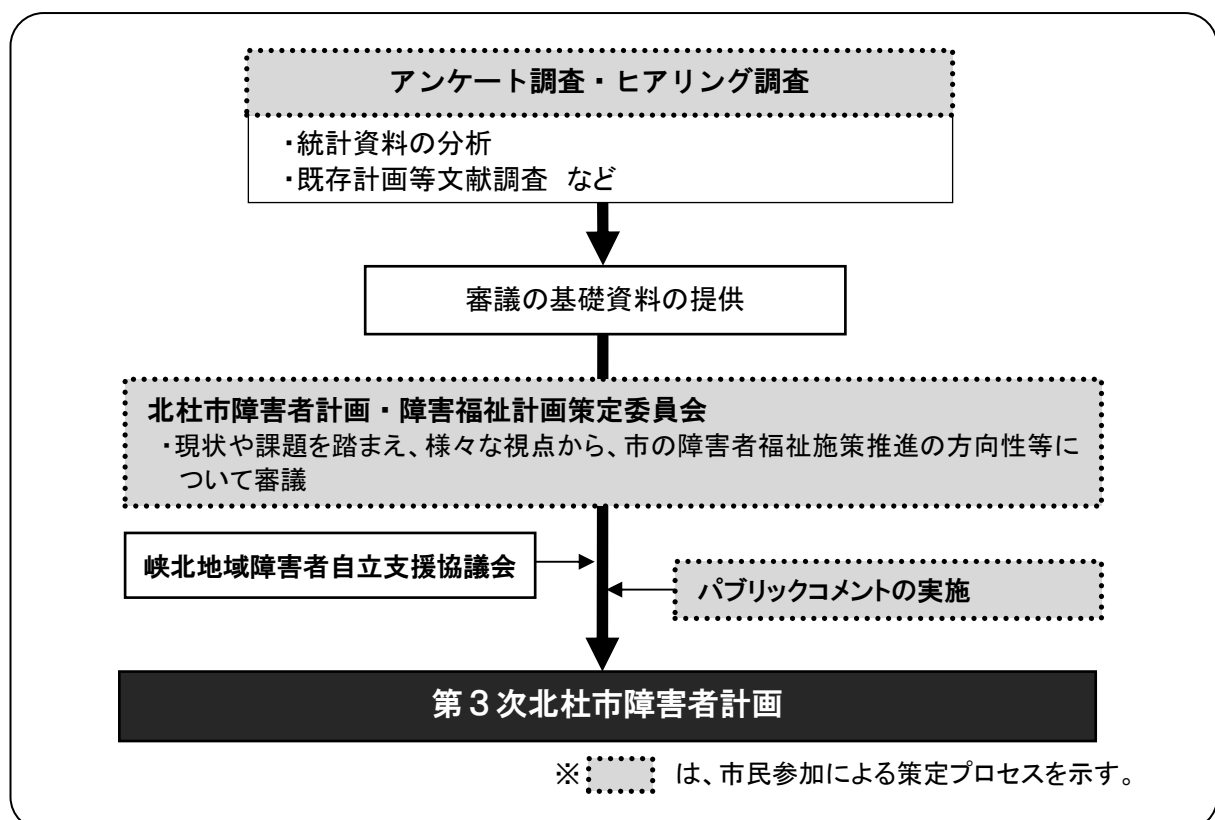
本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34
障害者計画				第3次計画（本計画）				
障害福祉計画	第4期計画			第5期計画				
障害児福祉計画				第1期計画				

第4節 計画の策定体制

本計画は、市民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しています。

また、策定にあたっては、当事者や市民を対象に実施したアンケート調査、ヒアリング調査、峡北地域障害者自立支援協議会、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めています。



第2章 本市の障害者を取り巻く状況

第1節 統計から見る本市の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

①障害者手帳所持者の状況

平成25年から平成29年にかけての障害者手帳所持者数をみると、概ね2,600人前後で推移しています。

手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
身体障害者手帳所持者	2,103	2,073	1,939	1,879	1,917
療育手帳所持者	293	297	328	335	291
精神障害者保健福祉手帳所持者	296	316	322	349	415
合計	2,692	2,686	2,589	2,563	2,623

資料：福祉課（各年3月末日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者について、平成 25 年から平成 29 年でみると、全体では減少傾向となっています。

等級別にみると、各年度とも「1 級」及び「4 級」の割合が高くなっています。

障害種類別にみると「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」及び「内部障害」の割合が高くなっています。

年齢別にみると、「65 歳以上」が全体の 7 割以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・種類別・年齢別）

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	494	502	623	597	567
2 級	333	327	261	255	245
3 級	427	414	345	326	326
4 級	576	561	462	462	525
5 級	110	112	102	98	102
6 級	163	157	146	141	152
内部障害	750	732	633	606	665
音声・言語・そしゃく機能障害	16	16	17	14	16
肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1,033	1,034	1,018	998	963
聴覚・平衡機能障害	192	182	173	164	169
視覚障害	112	109	98	97	104
18 歳未満	23	25	22	22	25
18-64 歳	478	499	427	423	429
65 歳以上	1,602	1,549	1,490	1,434	1,463
総数	2,103	2,073	1,939	1,879	1,917

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者について、平成 25 年から平成 29 年でみると、平成 27、28 年でわずかに増加しましたが、ほぼ横ばいとなっています。

障害程度別にみると、各年度とも「B－1」及び「B－2」といった、比較的軽度の方の割合が高くなっています。

年齢別にみると、「18-64 歳」が全体の約 7 割を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A－1	17	16	17	19	18
A－2a	35	37	41	41	28
A－2b	61	59	67	68	57
A－3	1	1	2	2	2
B－1	90	95	102	102	94
B－2	89	89	99	103	92
18 歳未満	61	68	57	59	46
18-64 歳	211	202	232	236	209
65 歳以上	21	27	39	40	36
総数	293	297	328	335	291

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者について、平成 25 年から平成 29 年でみると、一貫して増加傾向となっています。

障害程度別にみると、各年度とも「2 級」が全体の半数以上を占めています。

年齢別にみると、「18-64 歳」が全体の約 7 割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	51	53	43	41	52
2 級	206	227	240	261	292
3 級	39	36	39	47	71
18 歳未満	4	4	2	3	4
18-64 歳	242	247	252	267	302
65 歳以上	50	65	68	79	109
総数	296	316	322	349	415

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者について、平成 25 年から平成 29 年でみると、一貫して増加傾向となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者数の推移

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
精神通院医療受給者証取得者数	515	516	573	590	783

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

⑤難病患者の状況

原因不明かつ治療方法が確立していない疾病を「難病」としています。その中で、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患（指定難病）、あるいは小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

障害者総合支援法の施行により、平成 25 年度から障害の範囲に加わっています。障害福祉サービスの対象となる難病については、平成 29 年 4 月からは、358 疾病に拡大されました。また、医療費助成の対象は、平成 29 年 7 月からは、306 疾病に拡大されています。

特定医療費（指定難病）受給者数について、平成 25 年から平成 29 年でみると、増加傾向となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者数の推移

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定医療費(指定難病)受給者数	205	223	217	236	257

資料：中北保健所峡北支所（各年 4 月 1 日現在）

小児慢性特定疾病医療費受給者数について、平成 25 年から平成 29 年でみると、ゆるやかな減少傾向となっています。

■小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小児慢性特定疾病医療費受給者数	34	33	31	28	24

資料：中北保健所峡北支所（各年 4 月 1 日現在）

(2) 障害のある子どもの状況

①障害児保育の状況

障害児保育の利用人数について、平成 25 年から平成 29 年でみると、各年 10 人前後で推移しています。

■障害児保育の状況

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
障害児保育利用人数	5	2	9	8	13

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

②特別支援教育の状況

特別支援教育の状況について、平成 25 年から平成 29 年でみると、小学校では、特別支援学級、通級指導教室通学者ともに増加傾向となっています。また、中学校では、特別支援学級で、各年 20 人前後で推移しています。特別支援学校では、わずかに減少傾向となっています。

■特別支援教育の状況（小学校）

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別支援学級通学者数	46	38	38	48	61
通級指導教室通学者数	23	26	32	33	38
合計	69	64	70	81	99

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

■特別支援教育の状況（中学校）

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別支援学級通学者数	18	23	26	22	14
通級指導教室通学者数	0	0	0	0	0
合計	18	23	26	22	14

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

■特別支援学校の状況

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別支援学校通学者数	—	23	22	21	19

資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

(3) 障害者の就労の状況

ほくとハッピーワークにおける、障害者の就労についての相談件数と、就職者数について、平成 25 年から平成 29 年でみると、相談では 60 件台から 100 件台と大きな増減が見られます。また、就職者数では、各年 10 人前後で推移しています。

■就職の状況

単位：件／人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
相談件数	66	79	106	64	97
就職者数	12	14	14	10	8

※平成 29 年は 9 月までの数

資料：ほくとハッピーワーク（各年 4 月 1 日現在）

ほくとハッピーワーク

市では、障害のある人等の就労支援や生活支援に向けて、ハローワーク荏崎と北杜市が一体となって、北杜市役所本館 1 階に「ほくとハッピーワーク」を開設しています。

ハローワーク荏崎まで行かずに就労支援が受けられる場として、お気軽にご利用ください。予約をしていただくとスムーズに相談ができます。福祉課（TEL42-1334）までお問い合わせください。

- ・月曜日～金曜日（祭日、年末年始を除く）
- ・9：00 から 17：00 まで



第2節 アンケート・ヒアリングの実施概要

(1) アンケート調査の実施概要

本計画の策定にあたり、障害者の方の生活実態や要望、課題の把握と、一般市民の障害に対する考え方等の把握を目的に、平成29年8月から9月にかけて、アンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

調査名	対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者対象調査	市内在住の手帳所持者 2,506人(手帳重複所持者は1人とカウント)	2,506人	1,383人	55.2%
一般市民対象調査	一般市民 1,000人	1,000人	444人	44.4%

(2) 関係団体ヒアリング調査の実施概要

平成29年9月に、障害者の福祉推進に関わる団体のヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査の実施概要は次のとおりです。

団 体 名	分 野
わかば支援学校	教育・就労移行
NPO法人 キッズステーション	障害福祉
社会福祉法人 ハヶ岳名水会	障害福祉
ハローワーク萑崎	雇用・就労
NPO法人 八峰会	障害福祉
NPO法人 キッズクラブひまわり	障害福祉

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で、可能な限り「自立」して尊厳のある生活を送ることができる環境づくりが求められています。こうした環境づくりにあたっては、家族や医療・福祉・介護関係者だけでなく、地域のあらゆる主体が、ちょっとした気づかいや心配りをする「支えあい」が不可欠です。そして、障害者一人ひとりが地域社会の一員として、その能力や状況に応じて地域社会での役割を果たし、いきいきと社会参加する杜（まち）づくりを進めていくとの想いをこめて、本市では第1期計画から、「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」を基本理念として定めました。

上記視点に立った障害者福祉施策の推進を図る中で、精神保健福祉士による相談支援、手話通訳士による意思疎通支援の体制を整えるなど、第1期、第2期計画期間中に障害者支援体制の整備・充実において一定の前進が見られました。

一方で、就学・就労支援や地域活動への参加促進など、今後も障害者の自立に向けた取り組みの一層の充実が求められています。また、第1期計画の策定以降、障害福祉サービスは多様化し、内容も充実してきましたが、こうした公的サービスだけでなく、日常生活の中で、障害者を地域の一人ひとりが見守り、支えあう体制づくりや、障害者への差別・偏見等の解消や障害への理解促進と啓発は、やさしさあふれる北杜市の実現に向け、継続して行うことが重要です。

また、障害者が、障害を理由に選択肢が限られることなく、自らの生き方を選択し、自分らしく豊かに過ごしていくための「自立」と、その選択を尊重し、支援する「支えあい」とは、障害者施策にとって一過性のものではなく、普遍的な目標であるといえます。

そのため、今後も第1次計画からの基本理念を引き続き掲げ、障害者施策の推進を図ります。

■基本理念

自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画

第2節 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針に沿って、施策の展開を図ります。

基本方針1 安心して暮らせる体制づくり

障害の種別や程度にかかわらず、誰もが必要とするサービスを利用し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、事業所や関係機関等と連携し、支援に努めます。また、インクルージョンの理念を踏まえ、地域全体で助けあいや支えあいを進めるしくみづくりを進めます。

さらに、障害者が自己決定の際に、選択の幅を広げる適切な情報提供に努めるとともに、障害者やその家族が抱える問題や悩みが速やかに改善されるよう、北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）のコーディネート機能の強化と、利用促進に向けた周知・啓発の推進を図ります。

基本方針2 健やかな育ちへの支援

一人ひとりの個々の特性に応じた発達を最大限に確保するために、ライフステージに応じた支援と、多様なニーズに適切に応えられる療育・保育・教育を継続していくとともに、事業所や関係機関・団体等と情報共有などの連携を強化します。

また、発達の度合いに応じて児童・生徒に合った学習指導や生活指導ができる環境づくりと、保護者への支援に努めます。

基本方針3 社会参加への支援

障害者とその適性と能力に応じて最大限自身の能力を発揮できるよう、事業所や関係機関等と連携し、雇用・就労機会の充実を図ります。

また、障害者の社会参加を積極的に受け入れる社会づくりに向けて、障害や障害者への理解を促進します。加えて、公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、障害者が社会とつながる機会を保障し、社会の中で活動しやすい環境づくりを地域ぐるみで推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	施策
自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画	基本方針1 安心して暮らせる体制づくり	1-(1) 相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備	1-(1)-1 相談支援体制の充実
			1-(1)-2 情報提供の充実
			1-(1)-3 権利擁護と虐待防止体制の整備
			1-(1)-4 分野横断的な総合相談支援体制の整備
		1-(2) 保健・医療の充実	1-(2)-1 障害の原因となる疾病の予防
			1-(2)-2 各種健（検）診の受診勧奨
			1-(2)-3 こころの健康づくり
		1-(3) 安全・安心な生活環境の整備	1-(3)-1 公営住宅のバリアフリー化及び優先入居の推進
			1-(3)-2 グループホーム等の整備促進
			1-(3)-3 道路・公共施設のバリアフリー化の推進
		1-(4) 防災体制の強化	1-(4)-1 災害時の情報提供
			1-(4)-2 災害時避難行動要支援者対策の推進
			1-(4)-3 避難所生活への配慮
	基本方針2 健やかな育ちへの支援	2-(1) 療育・保育の充実	2-(1)-1 乳幼児健診・相談の実施
			2-(1)-2 発育に関する相談の実施
			2-(1)-3 保育士の適切な配置
		2-(2) 個々に応じた教育の推進	2-(2)-1 就学時健診の実施と情報共有
			2-(2)-2 特別支援教育コーディネーターの配置
			2-(2)-3 教員の適切な配置
			2-(2)-4 福祉と教育の連携強化

基本 理念	基本 方針	施策の方向	施策
自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画	基本方針 3 社会参加への支援	3－（１）雇用・ 就労の促進	3-(1)-1 ほくとハッピーワークによる就労支援
			3-(1)-2 就労支援及び就労の場の確保
			3-(1)-3 障害者優先調達推進法への対応
			3-(1)-4 障害者雇用に関する事業主向け支援
		3－（２）社会参 加への手段の確保	3-(2)-1 外出の支援
			3-(2)-2 意思疎通の支援
		3－（３）福祉に 関する理解促進	3-(3)-1 ボランティア活動啓発と、ボランティアの養成・コーディネート
			3-(3)-2 学校における福祉教育の推進
			3-(3)-3 一般市民への理解促進
		3－（４）ユニバ ーサルデザインの 促進	3-(4)-1 ユニバーサルデザインに配慮した広報誌の作成
			3-(4)-2 アクセシビリティを確保したホームページの作成

菓子作りで日本一に！！

平成 29 年 12 月に横浜市にて開催された、第 8 回チャレンジドカップ～夢のパン・菓子コンテスト～において、北杜市明野町の社会福祉法人緑樹会「つどい工房・杜の風」(就労継続支援 A 型事業所) が初出場で日本一になりました。

チャレンジドカップとは、障害のある方によるパン部門・菓子部門のコンテストで、2003 年から 2 年に 1 度開催されています。今回、全国から 25 チームがエントリーし、書類や製品審査を経てその中から 8 チームが決勝に進み、見事に菓子部門にて大賞に輝きました。

出品した「山くるみマドレーヌ」はパティシエールの守屋陽子さん監修のもと、施設周辺に自生する山くるみを施設利用者様と一緒に拾い集めて、殻から丁寧に実を取り出しています。山くるみ以外の材料も、地元の食材にこだわっているそうです。

コンテストの審査は菓子のおいしさが一番ですが、連携やチームワークも重視されます。

このコンテストへの出場にあたっては、コンテストの 2 か月前から通常業務の合間を縫って作品作りの練習をしたことや、声をかけ合う練習などが大変だったそうです。

一方で、コンテストに出場したことで、仕事に対する姿勢が積極的になり、利用者様からも「自信がついた。」「集中力がついた。」「普段の作業でもチームワークがよかった。」「コミュニケーションを積極的にとるようになった。」などの多くの変化があったという声を伺いました。

次回のコンテストにも、ぜひ出場してみたいとのことでした。



第4章 具体的な取り組み

基本方針1 安心して暮らせる体制づくり

施策の方向1－（１）相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備

障害者が安心して暮らすためには、本人だけでなく、保護者や家族・親族がいつでも気軽に相談できる体制づくりが必要です。また、必要に応じて適切に障害福祉サービスを利用し、災害時等においても安心して身の安全を確保することができるよう、適切な情報提供体制の構築も不可欠です。

そして、障害者が尊厳を守り、可能な限り自立した生活を送る上で、財産の適切な管理など、権利擁護に向けた取り組みも重要です。

アンケート調査結果では、ライフステージごとに、様々な不安や困り事がかかえている状況や、情報入手への希望がうかがえます。一方で、相談支援の中核的な施設の一つである「障害者総合支援センター（かざぐるま）」について、年代によっては存在を知らない方も少なくありません。

団体ヒアリング調査結果では、家族や本人が困った時、相談窓口で気軽に相談にのってほしいとの声や、ひとつの窓口でまとめて相談できるようにしてほしい、といった意見が挙がっています。また、権利の尊重に向けて、住まいの確保や金銭管理などが大きな問題となってくる、成年後見制度の定着に向けた取り組みが必要との認識が示されています。

今後は、「かざぐるま」の機能を十分発揮できるよう、情報発信や利用促進を図るとともに、事業所や関係機関等と連携し、誰もが気軽に相談できる体制の充実を進めます。

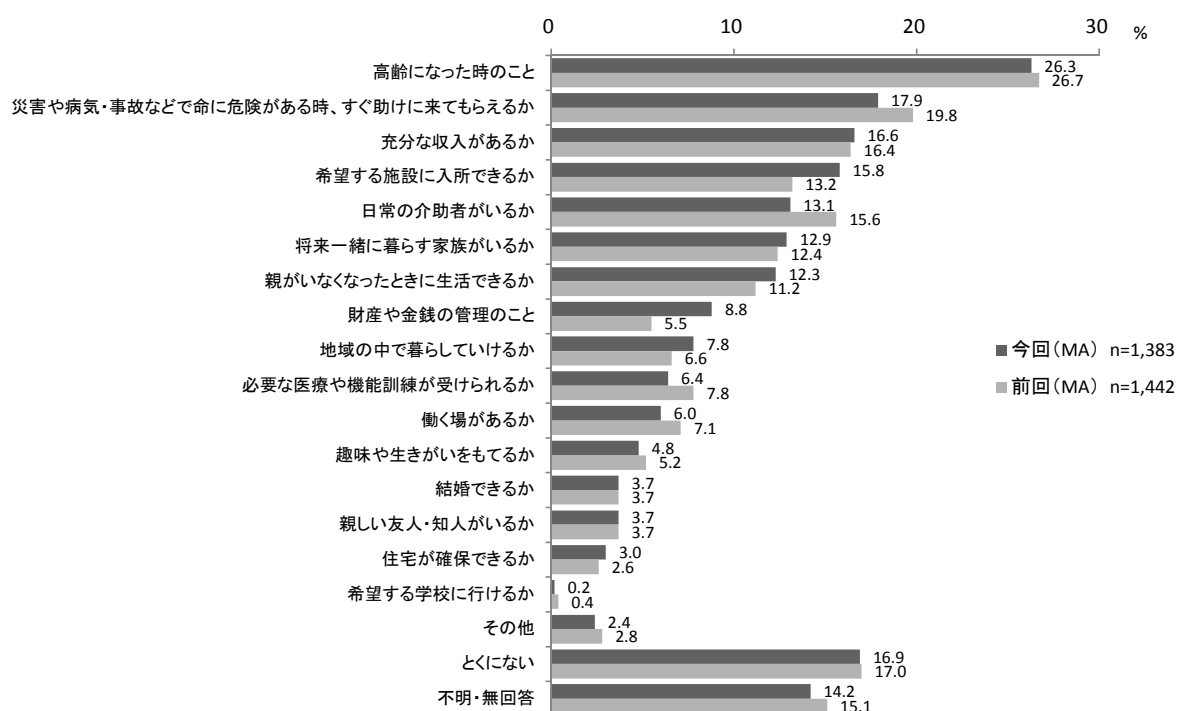
また、権利擁護に向けて、専門機関等とも連携しながら、必要な支援を適切に行える体制づくりを進めます。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

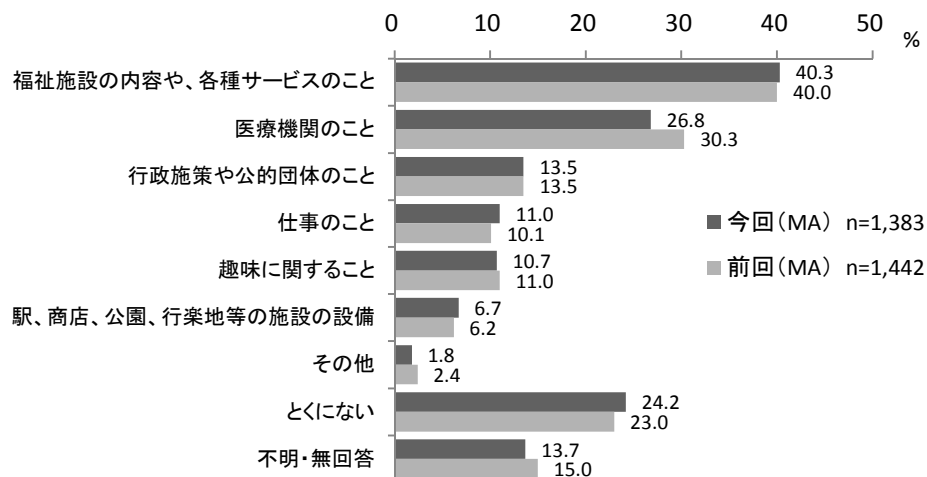
- ・市でも、ひとつの窓口で全部まとめて相談ができるようにしてほしい。
- ・家族や本人が困った時、相談窓口に行った時に気軽に相談に乗ってもらえるようにしてほしい。
- ・住まいの確保と金銭管理が大きな問題。
- ・成年後見などは利用についてのハードルが高い。官民一体でしっかりと定着に向けた取組を進めるべき。

〈アンケート調査結果より〉

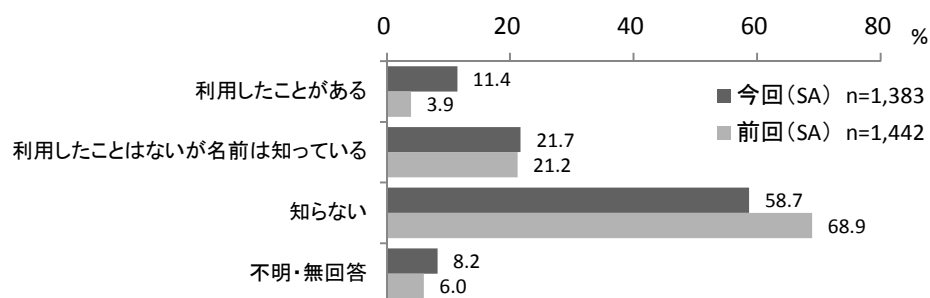
■将来への不安【障害者手帳所持者対象調査】



■入手したい情報【障害者手帳所持者対象調査】



■「障害者総合支援センター(かざぐるま)」の利用経験【障害者手帳所持者対象調査】



1-(1)-1 相談支援体制の充実

【現状・課題】

基幹型相談支援センターとして、日常生活においてあらゆる悩みや相談に対応できるよう、「かざぐるま」においてワンストップの総合相談を行っています。

「かざぐるま」を地域の相談支援の拠点と位置づけ、事例検討などを通じて相談支援専門員の人材育成を行うとともに、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、関係機関とのネットワークを構築し、情報共有・連携を図っています。

福祉サービス利用については、計画相談専門員につなげ支援者の連携が図れるようになっています。また、指定一般事業所の活用・連携の強化をはかり、長期入院者の退院促進なども徐々に進められています。

北杜市の計画相談事業所が8か所ありますが、福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談専門員一人当たりの受け持ち数が多くなっており、適切な対応が課題です。

【今後の方向性】

計画相談専門員の人材育成とバックアップ体制の充実を検討しながら、専門員の定着・増員の支援を行います。

また、現在行っている計画相談事業所連絡会の開催を続け、事例検討などを繰り返して行っていくことで、複合的な課題を抱える家庭などに対する支援の充実を図ります。

【担当課：かざぐるま】

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）とは

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）は、相談支援・デイケア・就労支援・各種申請受付等をワンストップで行える、障害者やその家族のための拠点施設です。また、障害者に対する虐待の通報などを受付ける窓口として、広く市民の皆様の認知度を高めてまいります。

相談支援	福祉サービス・日常生活で困ったことなどのご相談に応じます。 【対象者】北杜市にお住まいの支援が必要な障害者とその家族
地域活動支援（デイケア）	地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者が気軽に立ち寄れる場を提供します。 【対象者】北杜市に在住の障害者
特定相談支援・児童相談支援	障害福祉サービス・障害児通所支援を支給する際に勘案する、ケアプランを作成します。 【対象者】北杜市からサービス等の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者
障害者虐待防止センター	障害者に対する虐待の通報や届出の受け付けを行います。又、虐待を防止するための相談等を行います。 【対象者】北杜市に在住の障害者及びその養護者
障害者差別解消支援	障害を理由に差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなどの社会的バリア解消に対する相談支援を行います。 【対象者】北杜市在住の障害者及びその養護者



1-(1)-2 情報提供の充実

【現状・課題】

支援を必要としている障害者やその家族が相談に結びつくよう、「かざぐるま」の周知・広報を行っています。

障害者のニーズや障害特性に応じ、障害福祉サービスや各種福祉制度、医療機関、相談窓口等の情報について随時提供しています。

ほかほかハートまつりなどの精神疾患の地域理解を深めるイベント開催や市のホームページ・広報誌の活用で相談窓口の情報の提供を行っています。

障害当事者やご家族、連携ができている医療機関の中では「かざぐるま」の名前も浸透してきていますが、住民全体に障害の支援機関としての認知は不十分です。

【今後の方向性】

民生委員・児童委員協議会などの場を活用したPRや、ホームページ、広報誌などによる情報提供と「かざぐるま」の周知を引き続き行います。

【担当課：かざぐるま】

1-(1)-3 権利擁護と虐待防止体制の充実

【現状・課題】

障害者の権利と財産を守るため、成年後見制度の周知を行うとともに、制度の利用促進を図っています。

障害者への虐待防止推進を図るため、障害者虐待防止法について継続的に広報し、「かざぐるま」にある相談・通報窓口の周知を行っています。

障害者虐待防止センターとして、24 時間体制で相談の受付ができるようになっています。

市のホームページ・広報誌の活用で、相談窓口の情報提供を行っています。

福祉サービス事業所や計画相談専門員との連携の中でも、窓口の周知を行っています。

【今後の方向性】

民生委員・児童委員協議会などの場を活用した成年後見制度等のPRや、ホームページ、広報誌などによる情報提供と、虐待相談窓口等としての「かざぐるま」の役割について、広く市民に対する周知を引き続き行います。

【担当課：かざぐるま】

1-(1)-4 分野横断的な総合相談支援体制の整備

【現状・課題】

障害をもつ方の中には、障害だけでなく、様々な困難を抱えている方も少なくありません。

障害者やその家族を支える上で、障害の様態に応じた個別の福祉サービスを提供するだけでなく、経済状況や子育ての状況など、生活全体に目を配る必要があります。またそのためには、障害者支援の分野だけでなく、多様な分野との密接な連携のもと、総合的に相談と支援を実施することが重要です。

【今後の方向性】

身近な地域において、障害者だけでなく、高齢者や生活困窮者、子育てなど、地域生活の中で生じる様々な課題について、分野横断的に総合的な相談・支援に応じる体制の整備を図ります。

【担当課：介護支援課、ほくとっこ元気課、子育て応援課、福祉課、かざぐるま】



子育て世代包括支援センター

平成 29 年 4 月に北杜市保健センター内に「子育て世代包括支援センター（ほくとっこ元気課）」が新たに開設されました。妊娠準備期から子育て期に渡る、ワンストップの相談窓口を設置し母子保健、子育て支援、少子化対策など包括的な子育て支援を行っています。また、センター内には「つどいの広場」が併設されています。

主な業務内容は・・・

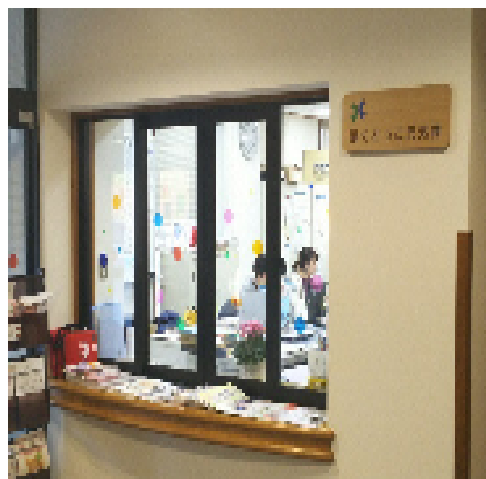
- ・母子健康手帳の交付・乳幼児健康診査
- ・各種相談受付（不妊、出産、育児、ひとり親、DV／虐待等）
- ・不妊治療支援事業・出産祝金、チャイルドシート補助金
- ・各種教室（ママパパ学級、ベビーマッサージ等）
- ・つどいの広場（はっぴーたんたん）

保健師、栄養士、助産師、臨床心理士、利用者支援専門員、家庭児童相談員、母子自立支援員等が必要なサポート等を行います。

センターの開所時間は、平日（月～金）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。どなたでもお気軽に御利用下さい。

つどいの広場の開所時間は、月～土の午前 10 時から午後 3 時までです。

原則 0 歳～3 歳までの乳幼児親子での御利用となります。



施策の方向 1 – (2) 保健・医療の充実

障害の予防・軽減を図るためには、疾病や障害をできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談支援につなげていくことが必要です。

本市における手帳所持者全体の構成をみると、身体障害者が最も多くなっていますが、近年では、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

アンケート調査結果では、身体障害者の9割弱が60歳以上となっており、高齢者の割合が高くなっています。また、身体障害の種類の約8割を「肢体不自由」または「内部障害」が占めており、原因の約半数を「疾病」と回答しています。

団体ヒアリング調査結果でも、支援における、早期発見・早期療育の重要性が指摘されています。

今後は、日常的な健康づくりや健診等を通じて、生活習慣病を起因とする疾病の予防や、早期発見・早期対応に向けた保健事業の取り組みの強化を図ります。

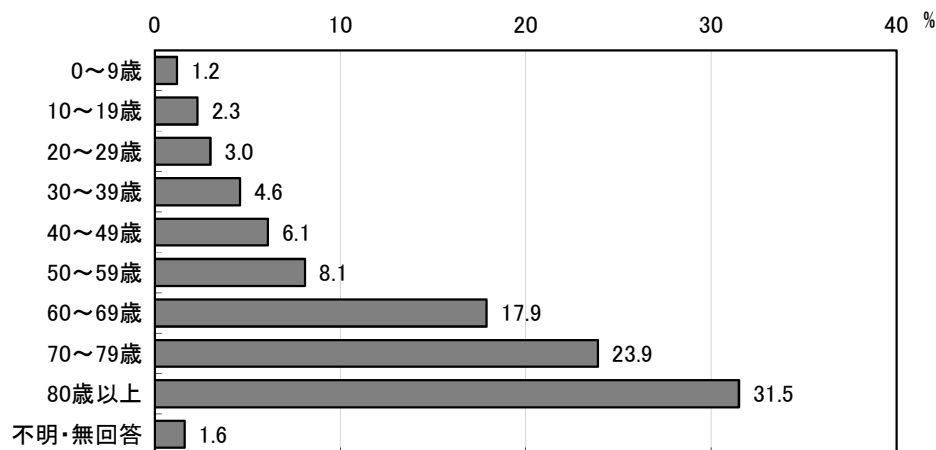
〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・支援には、早期発見・早期療育が大切。

〈アンケート調査結果より〉

■当事者の年齢【障害者手帳所持者対象調査】

(数量) n=1,383

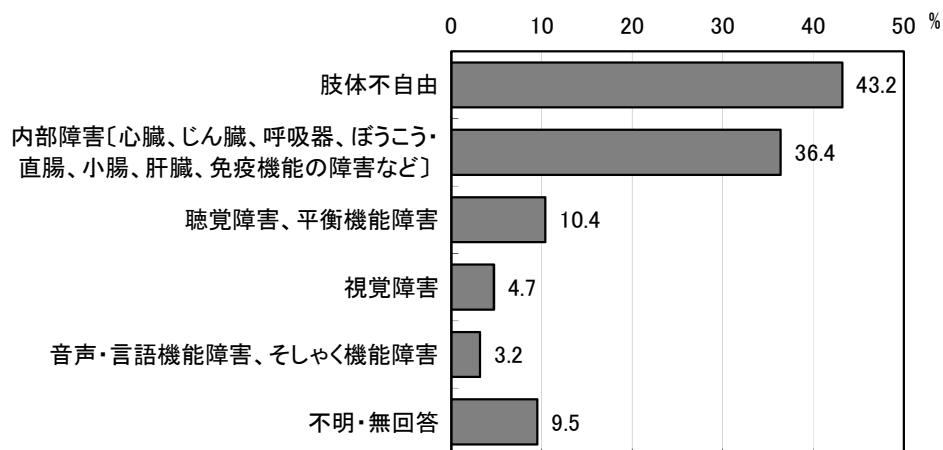


■年齢(障害者手帳種別) 【障害者手帳所持者対象調査】

	n	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明・無回答
全体	1,383	1.2	2.3	3.0	4.6	6.1	8.1	17.9	23.9	31.5	1.6
身体	759	0.8	0.3	0.3	1.6	3.3	5.0	19.2	28.3	39.9	1.3
療育	122	3.3	17.2	19.7	18.0	11.5	8.2	9.0	6.6	5.7	0.8
精神	131	0.8	—	4.6	10.7	16.0	23.7	17.6	17.6	9.2	—

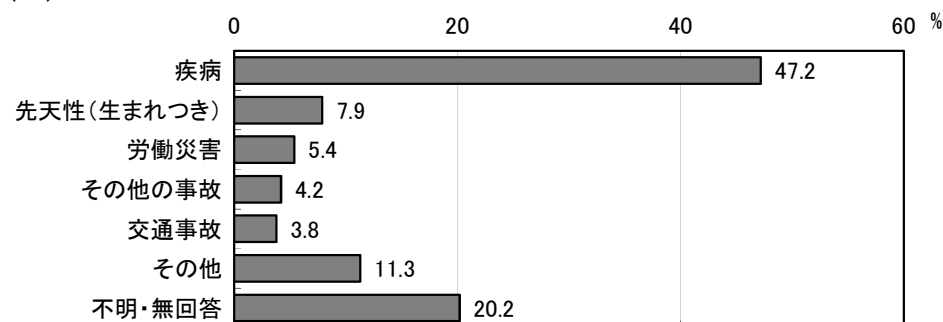
■障害の種類(身体障害) 【障害者手帳所持者対象調査】

(MA) n=759



■障害の原因(身体障害) 【障害者手帳所持者対象調査】

(SA) n=759



1-(2)-1 障害の原因となる疾病の予防

【現状・課題】

障害の原因となる疾病を予防するため、健康相談や健康教育等を実施し、生活習慣の改善に向けた指導や正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、保健福祉推進員が食生活改善推進員等の協力のもと、各地区の公民館において、地域での健康に関する講座等を開催しています。平成 28 年度には、介護予防に資する、運動、栄養、口腔、認知症予防等の講習会を 192 回実施し、4,121 人が参加しています。

住民が理解しやすい取り組みの充実が課題です。

【今後の方向性】

障害の原因となる疾病予防のため、市民自らが、健診受診行動や生活習慣の改善に努力できるように、保健福祉推進員や食生活改善推進員と連携を図りながら、健康教室や相談事業の充実を図ります。

高齢者交流の場促進事業や社会福祉協議会のサロン事業等、定期的に行われている地区においては、活動内容を転換していきます。

【担当課：健康増進課、介護支援課】

1-(2)-2 各種健（検）診の受診勧奨

【現状・課題】

生活習慣病など、障害の原因となる疾病の早期発見を目的として、各種健（検）診の受診率の向上を図っています。

障害者の受診体制については、福祉サービス提供事業者及び福祉関係課と連携を図っています。

障害の原因とされる後天性疾病が出現し始める 40～50 歳代の受診率が低いことが課題です。

【今後の方向性】

各種健（検）診の受診により、疾病の早期発見、日常生活の改善に努めていけるよう、未受診者対策を強化して、受診率の向上を図ります。また、障害者の受診体制については、福祉サービス提供事業者及び福祉関係課との連携を継続し、安心して受診することができる環境づくりに努めます。

【担当課：健康増進課】

1-(2)-3 こころの健康づくり

【現状・課題】

こころの健康づくり対策として、健康教育・相談を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めました。また、気軽に自身を振り返る機会としてメンタルチェックシステムの継続をし、相談先の案内を行い、適切な援助が受けられる体制づくりに努めました。

【今後の方向性】

こころの健康づくり事業を継続するとともに、地域や社会における人とのつながりや支え合いなど、社会的な絆を持てるよう、人材育成を行う仕組みの強化を図ります。

【担当課：健康増進課】

施策の方向 1 - (3) 安全・安心な生活環境の整備

地域での安心した暮らしの構築に向けて、生活の基礎となる安全で快適な住まいの場の確保が重要です。

本市でも、公営住宅法や山梨県障害者幸住条例に則り、公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、入居を希望する障害者の入居に対する支援を行っています。

アンケート調査結果では、住まいの場としてのサービスは、認知度が高く、今後の利用希望についても、特に療育手帳所持者で高くなっています。

団体ヒアリング調査結果では、障害者に対する居住支援の重要性や、グループホーム等の不足、または保証人の確保の問題などが指摘されています。そして、市民の意見を聴きながら、優先順位を付けた道路、公共施設のバリアフリー化を求める意見も上がっています。

今後は、安全・安心な生活環境の確保に向けて、住みやすい住環境の確保を図ります。また、住まいだけでなく、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・在宅支援には、居住支援が大事になる。一番足りないのは短期入所とグループホーム。グループホームは密集している地域だがそれでも足りない。
- ・保証人の確保など、住める場所の確保が大事。
- ・北杜市でバリアフリーを進めるとなればお金がかかる。個々で必要なことを対応していくとできなくなる。まず優先順位をつけるために、事業所・事務局がバックアップしながら、峡北地域障害者自立支援協議会でしっかりと話し合うとよい。

〈アンケート調査結果より〉

■住まいの場としてのサービス【障害者手帳所持者対象調査】

n		内容の認知			現在の利用			今後の利用		
	n	知っている	知らない	不明・無回答	利用している	利用していない	不明・無回答	利用したい	利用しない	不明・無回答
全体	1,383	44.5	30.2	25.3	7.5	60.3	32.2	23.1	40.3	36.7
身体	759	43.1	30.8	26.1	3.6	62.1	34.4	19.8	42.6	37.7
療育	122	63.9	16.4	19.7	32.0	49.2	18.9	58.2	23.0	18.9
精神	131	41.2	37.4	21.4	6.9	64.9	28.2	19.8	49.6	30.5

1-(3)-1 公営住宅のバリアフリー化及び優先入居の推進

【現状・課題】

新規に公営住宅を建設する場合は、公営住宅法及び山梨県障害者幸住条例に則り、誰もが住みやすい住宅となるよう手すりやスロープの設置等の配置を行っています。平成 26 年度から 29 年度まで建設を行った「子育て支援住宅」においても必要な箇所（住戸内及び共用廊下）へ手すりの設置を行い、エレベーター設備も完備しました。

既存の公営住宅では、一つの空き部屋に対する入所希望者が多数いる場合は、障害者等が優先的に入居できるように配慮しています。

【今後の方向性】

今後、新規の建設や、建替えの計画が発生した際には、手すりやスロープの設置などバリアフリー化に向けた設計仕様に努めます。また独自で手すりの設置など模様替えなどを希望する場合には、施工方法など相談に応じます。

【担当課：住宅課】

1-(3)-2 グループホーム等の整備促進

【現状・課題】

障害者が地域の中で自立した生活を送るための拠点となるグループホーム等の整備を促進するため、事業者に対して、情報の提供や、必要な協力を行っています。

【今後の方向性】

グループホーム等の整備に向けて、事業者に対して、補助金や公有財産などに関する各種情報の提供や、その他必要な協力を行います。

【担当課：福祉課】

1-(3)-3 道路・公共施設のバリアフリー化の推進

【現状・課題】

体が不自由な方や高齢者などが自由に移動する上で、道路や公共施設についてのバリアフリー化は重要です。市では毎年度、道路や公共施設のバリアフリー化に取り組んでいますが、市民の安全と利便性の確保に向けて、一層の取り組みが求められます。

【今後の方向性】

誰もが快適に利用できる道路、公共施設の整備に向けて、全庁的な連携のもと、取り組みを推進します。また、民間事業所とも連携し、バリアフリー化の充実に向けた取り組みを進めます。

【担当課：関係各課】



施策の方向 1 – (4) 防災体制の強化

災害時に、誰もが安全に避難し、不安なく過ごせる体制づくりが重要です。

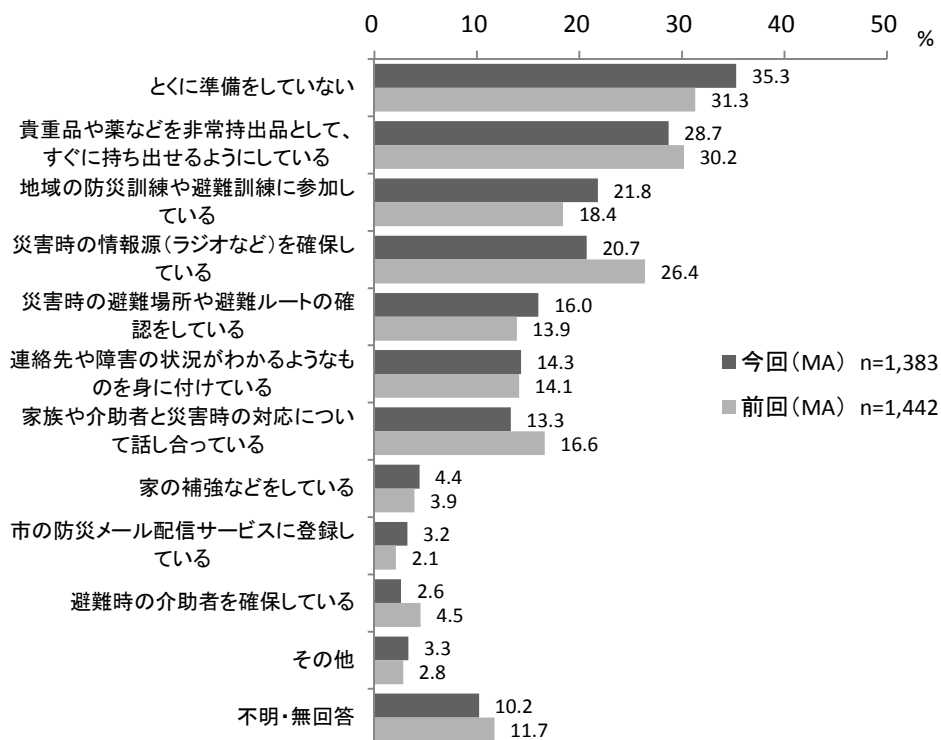
アンケート調査結果では、災害に備えた準備についてみると、「とくに準備をしていない」が3割半ばとなっています。一方で、災害発生時に支援してほしいことについては、「防災無線で災害情報を知らせしてほしい」、「必要な治療や薬を確保してほしい」がそれぞれ3割半ば、「避難場所の設備（トイレ・段差など）を整備してほしい」が2割強など、多様な要望がみられます。また、災害時に自力で避難することが困難な要支援者の支援に向けて避難行動要支援者名簿の作成などを行う「避難行動要支援者制度」については、認知度が約1割にとどまります。

団体ヒアリング調査結果では、市と防災協定を結んでいるが、細かいところの詰はできていない。双方で想定をしておく必要がある、との意見が出されています。

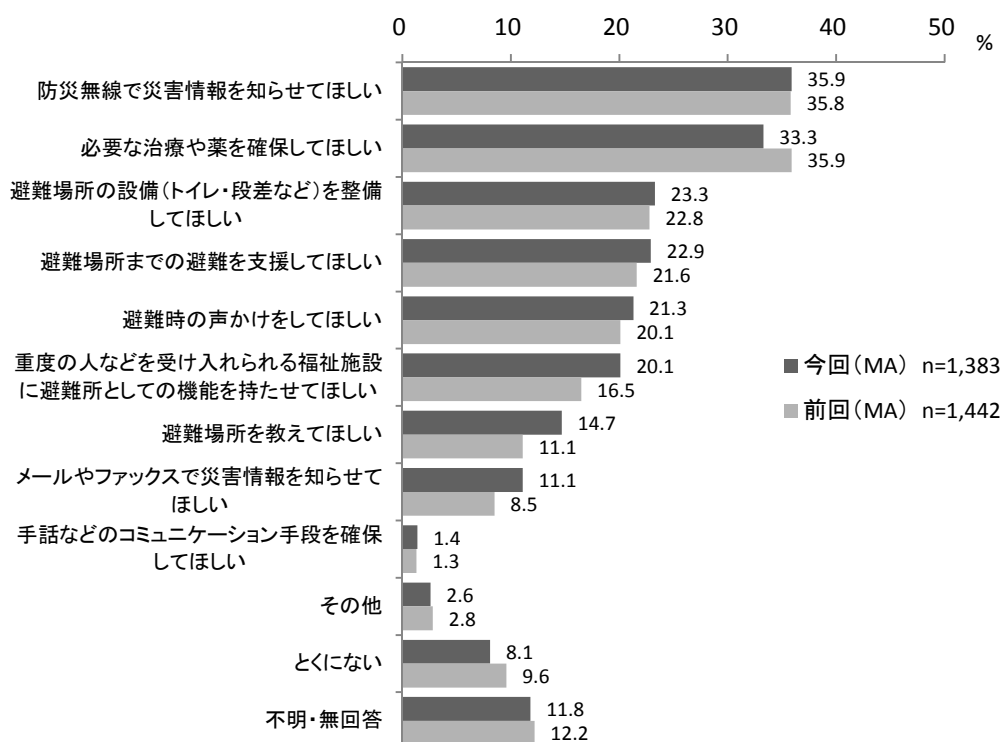
今後は、災害時に向けた個々の備えを促進するとともに、災害時における障害者の避難や安否確認を地域で支える「避難行動要支援者制度」の普及や、地域の多様な主体との連携強化を図ります。

〈アンケート調査結果より〉

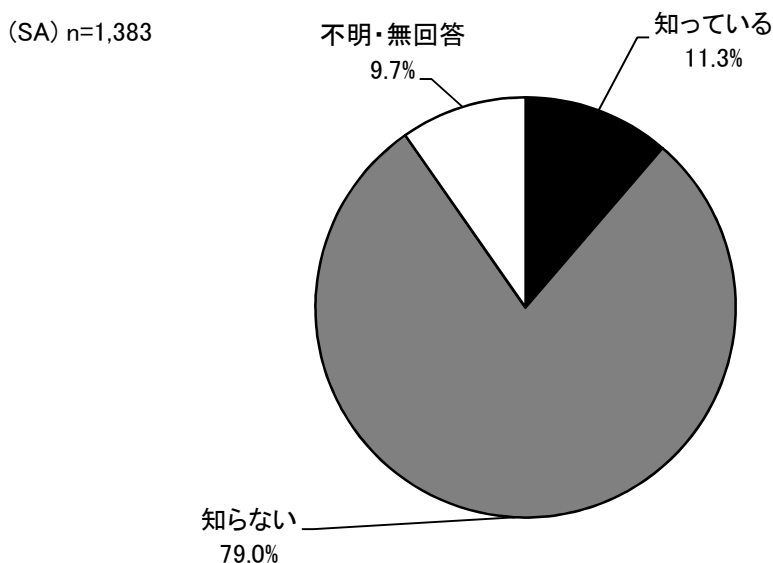
■災害に備えた準備 【障害者手帳所持者対象調査】



■災害発生時に支援してほしいこと【障害者手帳所持者対象調査】



■「避難行動要支援者制度」の認知状況【障害者手帳所持者対象調査】



〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・市と防災協定を結んでいるが、細かいところの詰はできていない。双方で想定をしておく必要がある。

1-(4)-1 災害時の情報提供

【現状・課題】

災害等が発生した際に、広く市民へ発信できるよう、「北杜ほっとメール」への登録を促進しており、現在、3,084 名が配信登録されています。また、防災行政無線などが聞こえず情報が得にくい障害者に対しては、福祉課窓口での案内を行っています。

【今後の方向性】

今後も広報誌を含め、「北杜ほっとメール」の登録を推進するとともに、平成 28 年度から導入している「北杜市防災ラジオ」の普及にも取り組みます。また、難聴地区の解消を目指し、防災行政無線の整備を行います。

災害時の情報を取得する方法について、福祉課窓口で案内します。

【担当課：地域課、福祉課】

1-(4)-2 災害時避難行動要支援者対策の推進

【現状・課題】

災害発生時に支援を必要とする障害者について、迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう、「避難行動要支援者制度」への登録を推進するとともに、支援体制の強化を図っています。

地域での連帯に基づき、防災・減災のための活動を目的とした自主防災組織の結成を促進し、地域で生活する障害者の把握と支援を呼びかけています。

毎年、行政区長会及び民生委員の会議に参加し、避難行動要支援者名簿を渡し、災害時の支援について説明を行うとともに、台帳の修正を行うため、実情を確認し、抹消等の手続きも併せて協力を依頼しています。

現在、59 の自主防災組織が結成されており、今後の結成に向けた相談が各行政区等からも寄せられています。

【今後の方向性】

今後も、避難行動要支援者名簿の整備と登録の推進に向けて、行政区長や民生委員との連携、協力を進めていくとともに、自主防災組織の結成促進と要支援者の把握に努めます。

【担当課：地域課】

1-(4)-3 避難所生活への配慮

【現状・課題】

社会福祉法人等が運営する障害者施設、高齢者施設を福祉避難所に指定し、災害時の避難が長期化した時、障害者等が安心して避難生活を送れる場所の確保に努めています。

平成 24 年 10 月に、北杜市と 14 の社会福祉法人等との間で、「福祉避難所の指定に関する協定」を締結しました。また、公共 9 施設、民間 25 施設を指定しています。

【今後の方向性】

災害時の避難が長期化した時、障害者等が安心して避難生活を送れる場所の確保に努めます。また、地域防災計画の見直しの中で、施設の追加と変更を行います。

【担当課：地域課、介護支援課、ほくとっこ元気課、福祉課】



基本方針 2 健やかな育ちへの支援

施策の方向 2 – (1) 療育・保育の充実

発育・発達が気になる子どもの個々の個性を発揮し、能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期の各種健診事業等を通じた障害の早期発見・早期療育や、障害や発達段階に応じた療育・保育が必要であり、保健・医療・福祉などの関係機関により療育・保育体制の充実を図ることが求められています。

アンケート調査結果では、障害や発達課題などに気づいたきっかけについてみると、「病院などの医療機関による受診・健診」が5割半ば、「保健センターで実施する健診」が2割強と、受診・健診によつての発見が大半を占めています。

団体ヒアリング調査結果では、支援には、早期発見・早期療育が大切であること、また家族の思いや家庭の環境などを知った上で、個別に対応をとれる人材の重要性が指摘されています。

今後は、障害があつても、子どもが持っている能力を引き出し、それを最大限に伸ばすことができるよう、障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、障害や発達段階に応じた療育や保育を受けられる体制強化を推進します。

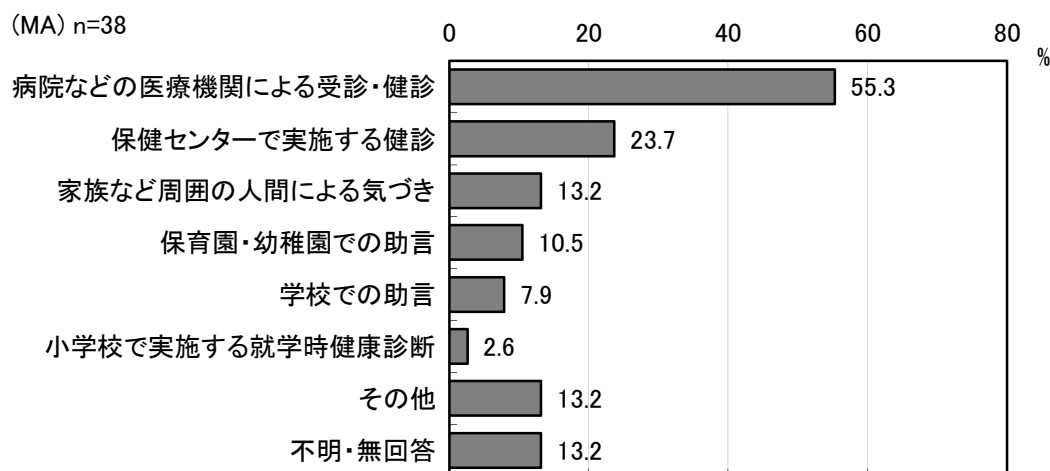
また、様々な機会を通じた、保護者に対する相談・支援の充実を図ります。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・ 支援には、早期発見・早期療育が大切。
- ・ 子どもひとりを見るのではなく、家族の思い、園・学校・病院等、環境を知った上で、個別の対応ができるよう、資質を高めていくことが大切。

〈アンケート調査結果より〉

■障害や発達課題などに気づいたきっかけ【障害者手帳所持者対象調査】



2-(1)-1 乳幼児健診・相談の実施

【現状・課題】

乳児健診（４カ月児、７カ月児、１２カ月児）、幼児健診（１才６カ月、２才、３才）や、５才児相談を実施し、疾病や発達障害、または環境的要因による、子どもの発達の問題等の早期発見・対応に努めています。また、健診未受診者に対しては、家庭訪問などによる把握に努め、心身の発達や育児環境を確認し、必要な支援を行っています。

毎年度、数名程度の健診未受診者がおり、健診受診に向けた取り組みが課題です。

【今後の方向性】

引き続き、乳幼児健診、５才児相談を実施していくとともに、新生児の聴覚検査に対する助成制度を創設し、受診率の向上と、支援が必要な児童の早期発見・支援に繋がります。

健診未受診者に対しては、必要性の理解を求めていくとともに、家庭訪問などにより心身の発達や育児環境を確認し、必要な支援を行います。

【担当課：ほくとっこ元気課】

2-(1)-2 発育に関する相談の実施

【現状・課題】

子育て世代包括支援センターでは、保健師、助産師、栄養士、保育士、臨床心理士が相談に応じる体制をとっています。

つどいの広場事業や各種乳幼児健診を通じて、発育・発達が気になる子どもとその保護者を対象に、「親子のびのび教室」、「ほっとルーム」、「すくすく相談」、「ぶんぶぎ」を実施し、その中で必要に応じて関係機関や専門施設を紹介しています。

また、個人情報の取扱いに配慮しながら、「かざぐるま」と地域療育コーディネーターとで情報共有・連携し、発育・発達が気になる子どもやその家族に対する、乳幼児期からの継続的な支援システムを構築しています。

乳幼児健診等で把握した、支援等が必要な子どもについての情報共有や連携を、保育園、小学校、「かざぐるま」等の関係機関との間で強化する必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、気軽に相談が出来る体制をとっていくとともに、支援を要する方に必要な支援が行えるよう各専門職、相談員等が連携を図り支援に当たります。

発育・発達が気になる子どもとその保護者を対象とする各種教室については、有効性・効率性を考慮し事業の再構築を行います。

子どもの支援が各成長段階において切れ目なく行えるよう、関係機関との情報共有・連携を強化します。

【担当課：ほくとっこ元気課、かざぐるま】

2-(1)-3 保育士の適切な配置

【現状・課題】

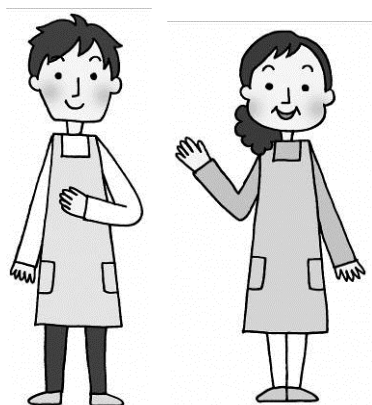
支援を必要とする子どもには、必要に応じて加配保育士を配置し、保育園内における円滑で安全なクラス運営を行っています。

関係機関との連携を図りながら、加配保育士の確保に努めていますが、十分な保育士数が確保できていない状況です。

【今後の方向性】

積極的に外部研修等への参加を行い、スキルアップを図ります。また、十分な加配配置が行えるよう、保育士の確保に努めます。

【担当課：子育て応援課】



施策の方向2－（2）個々に応じた教育の推進

発育・発達が気になる子どもの個々の教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導と支援を行える環境を整えるとともに、就学前から就学期まで一貫した支援を行う体制づくりが重要となっています。

アンケート調査結果では、障害者の教育や育成にとって必要なことについてみると、「自分に合った学習指導を受けられること」が約5割、次いで「自分でできることは自分できるようになるために早くから訓練が出来ること」が約4割、「多くの子どもに障害のことをもっと知ってもらうこと」が3割強となっています。

団体ヒアリング調査結果では、子どもには、生きていくための力をつけることが大事であるとの意見や、子育てに困ったときの相談先の存在を周知していくことが必要との意見が出されています。

今後は、発育・発達が気になる子どもが自分に合った学校生活を送ることができるよう、就学前から就学期までに関連する機関・団体でのサポートノートの活用などを通じて、情報共有を密に行うことにより、個々の成長や障害に応じた教育の充実を図ります。

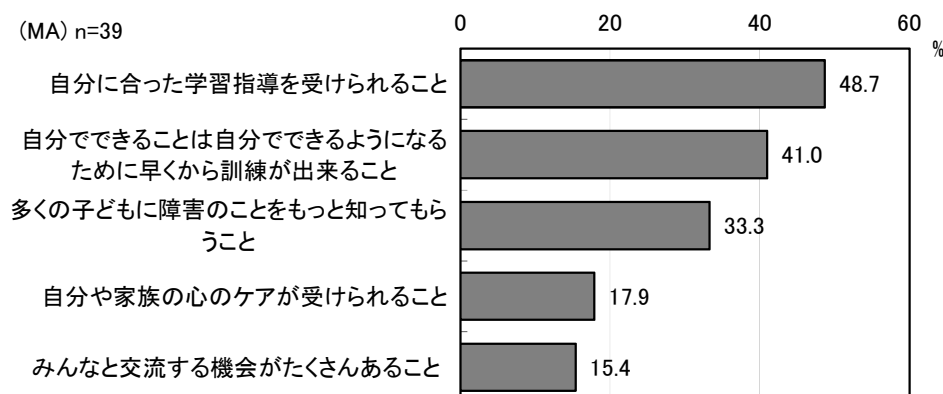
また、個々の成長や障害に応じた進路などを適切に選択できるよう、本人や保護者との情報共有と意思疎通を図るとともに、学校、ハローワーク、企業等の周囲が障害を理解し、受け入れることができる環境づくりを進めます。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・子どもには、生きていくための力をつけることが大事。
- ・子育てに困ったときの相談先の存在を周知していくことが必要。

〈アンケート調査結果より〉

■障害者の教育や育成にとって必要なこと【上位5項目】【障害者手帳所持者対象調査】



2-(2)-1 就学時健診の実施と情報共有

【現状・課題】

学校保健安全法に基づき、小学校に就学予定の子どもを対象に、健康状態の把握と、発達に遅れのある子どもの早期発見を行っています。健診実施後に、保健師、保育士、教諭、教育総務課担当の間で共有した情報を個別支援計画に活かし、発育・発達が気になる子どもへの就学前後を通じた切れ目のない支援を行っています。

保育園での生活の様子を、関係者へ的確に伝えることで、円滑な小学校への接続を図っています。

就学時健診後に発達の遅れがみられる子どもについては、就学に向けての相談・助言を行うための情報を早期に共有できる機会をつくることが課題です。

また、就学前から入学後の学校内での支援について、心理士等の助言、相談の体制の整備が必要です。

【今後の方向性】

就学時健診の実施と情報共有は今後も継続して実施するとともに、発達に遅れのある子どもについて、就学時健診実施を待たずに関係部署間での情報交換ができるよう努めます。

また、今後も乳幼児期から切れ目のない支援に向けて、保健師、教諭等関係者、臨床心理士等と更なる連携の強化を図るとともに、教育委員会とも連携し、適正な就学に向けた相談・支援の取り組みを強化します。

【担当課：教育総務課、ほくところ元気課、子育て応援課、かざぐるま】

2-(2)-2 特別支援教育コーディネーターの配置

【現状・課題】

発育・発達が気になる子どもへの適切な支援、教育を効果的に行うため、小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の教職員、保護者、学校外の関係者との連携・協力の調整を行っています。

【今後の方向性】

今後も継続して小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、適切な支援と教育を推進します。

【担当課：教育総務課】

2-(2)-3 教員の適切な配置

【現状・課題】

通常の学級において、インクルーシブな教育*を目指し、発育・発達が気になる子どもへの適切な支援や教育を行うため、必要に応じて担任に加えて教員を配置します。

知的発達の遅れ、発達に課題がある児童・生徒に対し必要な支援を行うため、状況に応じて市単独で補助教員または支援員を配置しています。年々支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、市単独の補助教員または支援員の配置が不足している状況です。

【今後の方向性】

支援が必要な児童・生徒の状況把握を行い、今後も教員の適切な配置をしていきます。

【担当課：教育総務課】

※インクルーシブな教育：障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育のこと。

2-(2)-4 福祉と教育の連携強化

【現状・課題】

就学中の児童・生徒のうち、特別な支援が必要な子ども、また発育・発達が気になる子どもについて、適切に福祉の支援につながるよう、計画相談員が定期的に利用状況をモニタリングするとともに、「かざぐるま」の相談員が必要に応じて教育委員会や市内小中学校を訪問し、情報提供・収集や相談支援を行っています。

特別支援学級に在籍している児童・生徒や特別支援学級への在籍を希望した児童・生徒の保護者に対し、「かざぐるま」などの相談機関を案内しています。

福祉関係部署と、特別な支援が必要な就学前の子どもや学齢児童・生徒について、随時、情報共有をしており、特に就学前の子どもの情報提供については、就学相談の重要な情報となっています。

放課後児童クラブや児童館で気になる子どもがいる場合には、関係機関へ繋げています。また、対象となる児童がいる学童では、加配も行っていますが、十分な支援員数が確保できていない状況です。

【今後の方向性】

今後も継続して福祉関係部署との連携を図り、特別な支援が必要な就学前の子どもや児童・生徒の保護者に対し、教育相談を実施します。

特別支援学級に在籍している児童・生徒や特別支援学級への在籍を希望した児童・生徒の保護者に対し、必要な支援について、「かざぐるま」などの相談機関を案内します。

障害を持つ児童・生徒への対応等を学ぶため、支援員向けの学習会等を開催します。

また、教育委員会を通じて、教職員にサービスの内容や利用方法等について周知を図ります。

【担当課：教育総務課、子育て応援課、ほくとっこ元気課、かざぐるま】

基本方針 3 社会参加への支援

施策の方向 3 – (1) 雇用・就労の促進

就労は、障害の有無に関わらず、自立した生活を営むための大切な手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにもつながる重要な営みです。

アンケート調査結果では、普段の過ごし方について、全体の約2割が就労をしています。障害者手帳別では、療育手帳で3割半ばが就労をしており、他の手帳種に比べて割合が高くなっています。

また、職場で障害者が働くため、働き続けるために必要な支援・取組については、「雇用主の障害に対する理解」「同僚の障害に対する理解」がそれぞれ5割超、「雇用側のニーズにマッチする職業訓練の実施」、「就労に関する相談窓口の充実」「通院など休暇取得の理解」がそれぞれ1割台となっています。

団体ヒアリング調査結果では、一般就労への移行にあたって、アクセスの確保が大きな課題であるとの意見や、障害者の特性を理解してもらうことの重要性についての意見が上がっています。

今後は、障害者の自立と社会参加の促進に向けて、事業所や関係機関等と連携をとりながら、就労の場や機会の確保に努めるとともに、障害者の就労に対する理解の促進や、可能な限り就労を継続できるよう、相談支援体制の充実や移動手段の確保を図ります。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・就労移行の事業所を経た子どもたちは、成長のタイミングに合わせて巣立てるので、就労定着率も高い。
- ・一般就労に移行するにあたり、アクセスの確保が一番大きな課題。
- ・障害者の特性がわかっていただけると、求人の内容、条件面が変わってくる。

〈アンケート調査結果より〉

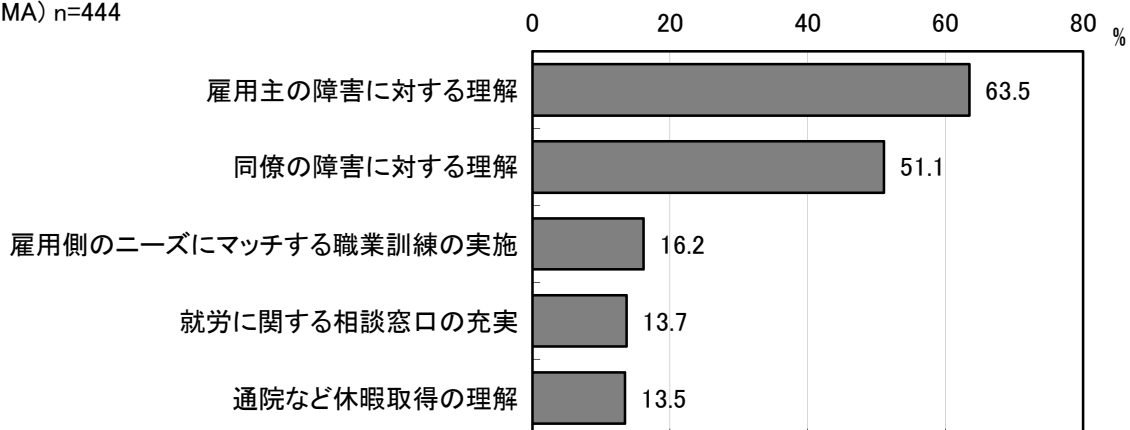
■ 普段の過ごし方【障害者手帳所持者対象調査】

	n	就労（福祉的就労を含む）	就学している	障害者施設などで看護・介護を受けている	介護保険施設などで看護・介護を受けている	医療機関などで看護・介護を受けている	自宅で過ごしている	その他	不明・無回答
全体	1,383	20.9	2.8	4.9	5.4	2.5	46.1	1.7	15.7
身体	759	15.5	1.1	1.8	5.1	2.5	54.8	1.6	17.5
療育	122	35.2	12.3	29.5	-	0.8	11.5	0.8	9.8
精神	131	32.1	1.5	7.6	3.1	6.1	36.6	3.1	9.9

■ 職場で障害者が働くため、働き続けるために必要な支援・取組【上位5項目】

【一般市民対象調査】

(MA) n=444



3-(1)-1 ほくとハッピーワークによる就労支援

【現状・課題】

本庁に設置する「ほくとハッピーワーク」において、ハローワーク荏崎や障害者就業・生活支援センター就労移行支援事業所と連携しながら、障害者等への就労支援、生活相談等を週5日（土日祝日以外）行っています。

【今後の方向性】

現状を維持しながら、継続的な就労支援に向けた取り組みを実施します。

【担当課：福祉課】

3-(1)-2 就労支援及び就労の場の確保

【現状・課題】

就労系のサービス事業所、相談支援事業所と連携し、障害者のそれぞれのニーズ・適性に
応じたサービスが提供できるよう努めています。

就労支援の一環として、特別支援学校や就労移行支援サービスによる職場実習等を市にお
いても積極的に受け入れています。

【今後の方向性】

就労系のサービス事業所、相談支援事業所と連携し、障害者のそれぞれのニーズ・適性に
応じたサービスの提供に努めるとともに、特別支援学校や就労移行支援サービスによる職場
実習等への支援を充実します。

市主催の就職ガイダンスにおいて、障害者の職業相談等に応じるなど、障害者の就業促進
と就労の場の確保に努めます。

【担当課：福祉課、商工・食農課】

3-(1)-3 障害者優先調達推進法への対応

【現状・課題】

障害者就労施設等からの公共調達を図るため、提供可能な物品やサービスについての情報を収集し、庁内で共有しています。

またこれまで、公契約における入札参加資格の審査に、障害者雇用率などの障害者雇用への取り組みを加味できるよう検討してきました。

しかし、以前は単独で入札参加資格審査申請受付事務を行っていましたが、平成 29・30 年度の入札参加資格審査申請から、山梨県市町村総合事務組合が甲府市を除く県内 26 市町村と 5 一部事務組合の共同受付を行っており、入札参加資格の審査に、障害者雇用率などの障害者雇用への取り組みを加味することが難しくなっています。

【今後の方向性】

障害者就労施設等からの公共調達を図るため、提供可能な物品やサービスについての情報を収集し、庁内で共有します。

また、山梨県市町村総合事務組合に提案し、入札参加資格の審査に障害者雇用率などを加味するよう、協議を行います。

【担当課：福祉課、管財課】

3-(1)-4 障害者雇用に関する事業主向け支援

【現状・課題】

山梨労働局・ハローワーク韮崎との協働のもと、障害者雇用に関する事業主向け説明会を開催し、好事例、職場定着のための配慮、各種助成制度などを紹介することを検討しています。

山梨労働局・ハローワーク韮崎・山梨障害者職業センターと連携し、市内の事業主に対し、障害者雇用に関するパンレットを配布し、各種支援制度などを周知しています。

【今後の方向性】

山梨労働局・ハローワーク韮崎・山梨障害者職業センターと連携し、市内の事業主に対し、障害者雇用に関する好事例、職場定着のための配慮、各種助成制度などを紹介します。

【担当課：福祉課、商工・食農課】

施策の方向3－（2）社会参加への手段の確保

障害者の自立と社会参加の促進に向けて、自由に移動できる環境や、誰とでも安心して意思疎通を図れる手段の確保が重要です。

アンケート調査結果では、主な外出手段は「自動車（人に乗せてもらう）」が4割強、「自動車（自分で運転）」が4割弱、「徒歩」が2割強となっています。また、外出の際に困ったり、不便に感じることは「とくに困ったり不便に感じることはない」が3割強と最も割合が高くなっていますが、「公共の交通機関が少ない」が約2割となっています。

団体ヒアリング調査結果では、デマンドバスのようなシステムの検討や、運転ができない人の移動手段を検討する必要性が指摘されています。

また、統計では、身体障害者手帳を所持する方のうち、「聴覚障害」、「音声機能又は言語機能の障害」「視覚障害」がある方は、平成29年3月1末日現在で約300名にのぼっており、意思疎通（コミュニケーション）を図ることに支障がある方への支援の充実が求められています。

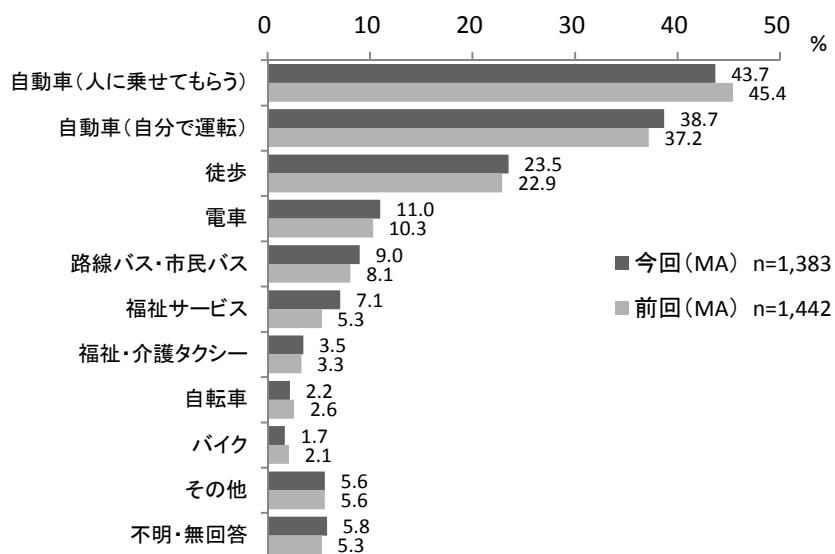
今後は、障害者の日常生活における利便性向上と、就学・就労・スポーツ・レクリエーション・地域活動等の社会参加に向けて、交通手段の確保や、意思疎通が円滑になるような支援の提供体制の充実を図ります。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

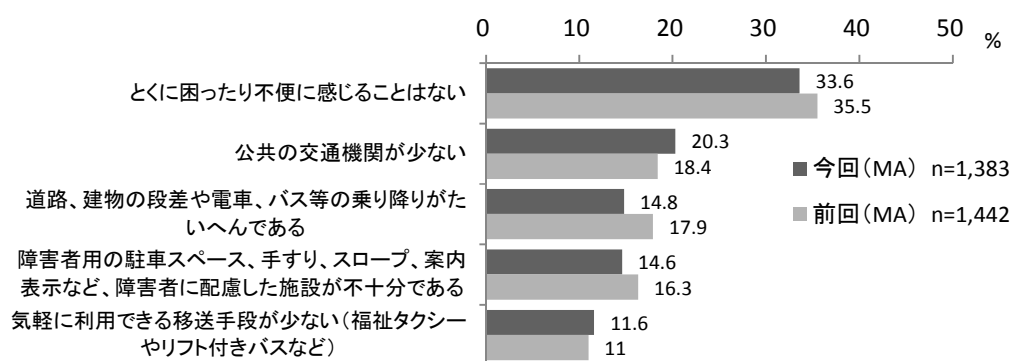
- ・デマンドバスのようなシステムで申請をすれば利用できるものと考えて行った方がよい。
- ・免許を持ってない、運転ができない方が多い。移動の手段を考える必要がある。

〈アンケート調査結果より〉

■主な外出手段【障害者手帳所持者対象調査】



■外出の際に困ったり、不便に感じること【上位5回答】【障害者手帳所持者対象調査】



3-(2)-1 外出の支援

【現状・課題】

公共交通の利用が困難な方については、福祉有償運送やタクシー利用料助成により外出支援を行っており、一定の成果があげられました。また、自動車改造費・介助自動車購入等助成事業についても、コンスタントに利用がありました。

重度心身障害者（児）等、行動範囲の拡大と社会参加を促進するために、今年度より市内の福祉タクシー事業者に対して、福祉タクシー導入事業費助成金の制度を開始しました。

市民バスについては、障害者割引及び福祉定期券の利用促進を通じ、可能な限り利用できるように努めるなど、障害があっても可能な限り利用できる公共交通体系の整備を図っています。

また、地域公共交通会議においても、北杜市身体障害者福祉会会長が構成員となっており、地域公共交通会議における議論に、引き続き、障害者の代表が参画できるよう取り組む必要があります。

【今後の方向性】

公共交通の利用が困難な障害者については、引き続き福祉有償運送やタクシー利用助成を維持します。また、新たに導入した福祉タクシー導入事業費の助成制度の活用促進等を通じて、障害者が利用しやすい地域公共交通を維持します。

【担当課：企画課、福祉課】

3-(2)-2 意思疎通の支援

【現状・課題】

通院や、日常生活を送るための情報保障、地区行事への参加等に際して、聴覚障害者に対して設置手話通訳士が病院・商品購入のための同行等の支援を行い、聴覚障害者の社会参加に向けた目標を概ね達成することができました。

聴覚障害者への理解促進のため、北杜市社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講習会を毎年開催しています。また、要綱に定めのない派遣については、山梨県手話通訳者設置事業市町連絡会にて近隣市町の状況等を考慮し、派遣を行っています。

【今後の方向性】

意思疎通事業については、障害者のさらなる社会参加の促進に向けて、派遣回数を増やすとともに、利用者の増加に努めます。また、幼い頃から手話に親しんでもらうために、市内保育園・小・中・高等学校に出向き、手話に親しめるイベント等を開催します。

毎年実施している手話奉仕員養成講習会の修了者がさらなるステップアップを図り、将来的には手話通訳士の資格を取得できるよう、情報提供等の協力を行います。

【担当課：福祉課】

施策の方向3－（3）福祉に関する理解促進

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向けて、障害や障害者に対する理解を深め、障害の有無で分け隔てられない「インクルーシブ社会」の考え方の浸透と、具体的な取り組みの推進が重要です。

アンケート調査結果では、ふだんの地域の人との付き合いについて、いずれの障害も「会ったときはあいさつをする」の割合が高い一方、知的障害、精神障害では、「つきあいはしていない」がそれぞれ2割強と、身体障害に比べて割合が高くなっています。

また、障害があるために差別や偏見、疎外感を感じることもあるかでは、知的障害や精神障害で、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた『感じる』がそれぞれ4割を超えています。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の認知状況については、「知らない」が一般市民で5割半ばとなっており、今後の周知が必要です。

団体ヒアリング調査結果では、農福連携など、多様な交流を通じて、理解を広げていくことの重要性や、発達障害など見えにくい障害への理解を、教育を通じて深めていくこと、さらには、福祉課だけでなく、全庁的に障害者への理解を深めてほしい、家族同士がつながる支援、橋渡しをしてほしいとの意見が出されています。他方、学生が継続的にスタッフとして関わってくれている事例などの紹介もありました。

今後は、依然として障害があるために感じる差別、偏見、疎外感の解消に向けて、障害や障害者についての理解を深める学校教育や社会教育を、事業所、関係機関等と連携して進めるとともに、就労やボランティア活動をはじめ、日常生活の様々な場面での交流活動を通じて、着実な理解の拡大を図ります。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

- ・農福連携など、障害者雇用の働き掛けをしてくれると、理解を広げていける。広げていくには適したエリアと思う。
- ・交流を通じて、理解をしてもらうことが大事。
- ・発達障害が見えにくいところがある。教育を含めて理解していくことが重要。
- ・福祉課だけでなく、他の課も障害者の理解を深めてほしい。
- ・学生さんがスタッフとして来てくれる。山梨大学など。若い人たちが来てくれると助かる。継続的にスタッフとして関わってくれるしくみができている。
- ・家族同士が顔つなぎできるような支援、橋渡しをしてほしい。

〈アンケート調査結果より〉

■ふだんの地域の人との付き合い【障害者手帳所持者対象調査】

	n	会ったときはあいさつをする	世間話をする	友人と遊ぶ	自治会など地域の活動をする	盆踊りやまつりなどのイベントと一緒に楽しむ	地域のサークルや趣味やスポーツの活動を一緒にする	学校や職場の行事に参加する	その他	つきあいはしていない	不明・無回答
全体	1,383	44.3	12.1	3.0	8.4	5.1	5.5	1.2	3.0	11.1	6.3
身体	759	44.1	14.0	3.8	8.7	3.4	7.1	0.5	3.6	9.0	5.8
療育	122	36.9	2.5	3.3	4.1	16.4	4.1	7.4	0.8	22.1	2.5
精神	131	54.2	7.6	-	3.1	2.3	1.5	0.8	3.1	22.9	4.6

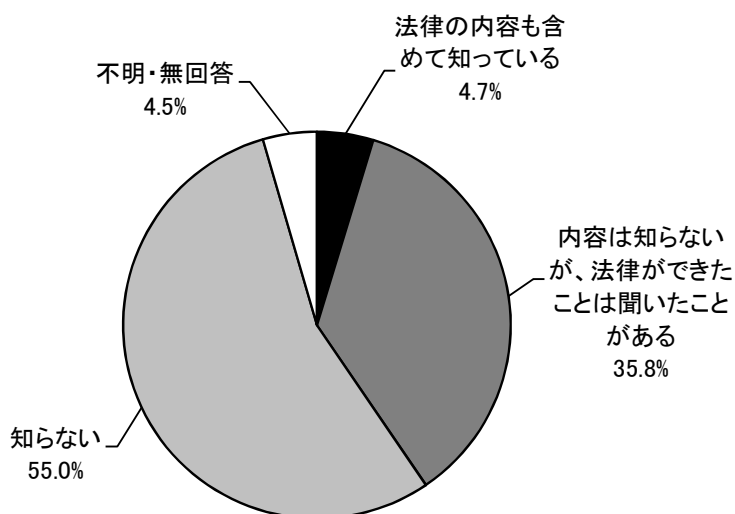
■日常生活において、障害があるために差別や偏見、疎外感を感じることがあるか

【障害者手帳所持者対象調査】

	n	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたこと	まったく感じたこと	不明・無回答
全体	1,383	5.2	21.8	40.1	18.1	14.8
身体	759	3.7	19.0	44.4	18.7	14.2
療育	122	10.7	30.3	34.4	15.6	9.0
精神	131	16.0	30.5	29.8	16.0	7.6

■「障害者差別解消法」の認知状況【一般市民対象調査】

(SA) n=444



3-(3)-1 ボランティア活動啓発と、ボランティアの養成・コーディネート

【現状・課題】

地域に暮らす障害者やその家族に対する支援や相互理解を目的に、「かざぐるま」において、ボランティア活動の啓発とボランティアの養成を行っています。また、ボランティア活動の場を提供するため、関係機関や施設との連携を図っています。

隔年で、ボランティアの養成講座とフォローアップ研修を行っており、養成講座修了者が、デイケアのボランティアとして、平成 28 年度で延べ 375 人が活動しています。デイケアでの調理実習やイベントなどの協力スタッフとして、大きな力となっています。

【今後の方向性】

ボランティアの方々に、徐々に参加が難しくなっている方も出てきています。今後は、隔年での養成講座の継続とフォローアップの充実を図ります。

【担当課：かざぐるま】

3-(3)-2 学校における福祉教育の推進

【現状・課題】

学習指導要領に沿って、福祉教育の授業として福祉講話を実施したり、総合学習の中で福祉をテーマにした学習を行っています。また、社会科や道徳の時間を利用し、人権教育の視点から、障害者理解に関わる授業を各学校で実施しています。

【今後の方向性】

学校において、社会科や道徳等の時間を利用しながら、障害者理解についての授業を実施します。

市の関係部署と連携しながら、福祉施設や障害者施設などとの連携を強化し、様々な視点からみた福祉をテーマとした授業を行います。

【担当課：教育総務課】

3-(3)-3 一般市民への理解促進

【現状・課題】

地域全体で支援できる体制づくりに向けて、峡北地域障害者自立支援協議会等を活用し、市民に対して障害者への理解促進を図っています。

障害があっても安心して地域で暮らしていくことができるため、地域の方と交流する場として「ほかほかハートまつり」を開催しています。当事者と支援者、ボランティアなど、平成 27 年度は 164 人、平成 28 年度は 167 人の参加がありました。

地域の支援体制の中心を担う家族会の高齢化が課題になりつつあります。

【今後の方向性】

峡北地域障害者自立支援協議会を共同実施している葦崎市との交流も含め、精神障害者の交流の場としても定着しています。目的である、地域との交流の場、障害への理解促進については、家族会などとも連携しながら体制を維持して行います。

家族会の高齢化が進む中、精神障害者も含めた地域包括ケアシステムについての検討を進め、地域全体で障害者を支える仕組みづくりを推進します。

また、平成 28 年 4 月施行の「障害者差別解消法」で新たに規定された、障害者への合理的配慮の提供といった考え方など、障害分野での新しい理念や考え方についての普及・啓発に努めます。そして、平成 30 年度から、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めたり、周囲の人が気づくことができる「ヘルプカード」等を配布し、障害のある方への配慮をしやすい環境づくりを推進します。

【担当課：福祉課、かざぐるま】

ヘルプカード等

障害のある方、特に、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者等、一見、障害をお持ちと分からない方々が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めたり、周囲の人が気づくことができるよう、市役所及び各総合支所等にて配付します。



障害者週間

1975年に「障害者の権利宣言」が国連で採択されました。障害者基本法で12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

市福祉課では、ポスターの掲示はもちろん、差別解消法職員対応マニュアルを市職員に対して周知を行いました。



障害者文化展

毎年9月に山交百貨店5階催事場にて、山梨県障害者文化展が行われています。

障害のある方が作成した手芸や縫製・絵画・書道・文芸（詩・短歌・俳句・川柳など）・工芸・陶芸などが一堂に展示されます。

北杜市からも、毎年多くの作品を出展しており、平成27年にはふれあい賞、平成28年度には入選と理事長賞、平成29年には奨励賞2つを受賞しました。



施策の方向３－（４）ユニバーサルデザインの促進

障害者のみならず誰もが安全・安心に利用できる情報、建築物、道路、交通等の生活環境の整備が、人にやさしいまちづくりを進めていく上での重要な課題となっています。

アンケート調査結果では、福祉サービスの情報入手先について、「市役所」「市の広報、パンフレット」が上位を占めています。

また、災害発生時に支援してほしいことの中でも、障害者に配慮した設備・施設の充実や、メール・ファックスでの情報提供、また割合としてはわずかですが、手話などのコミュニケーション手段の確保といった事項についてのニーズが見られます。

団体ヒアリング調査結果では、合理的配慮を求められる方に対しては、対応できることをしっかり見極めつつ、本人の希望、特性等を踏まえた上で、必要なこと、求められることを丁寧にしていくことが必要であるとの意見が出されています。

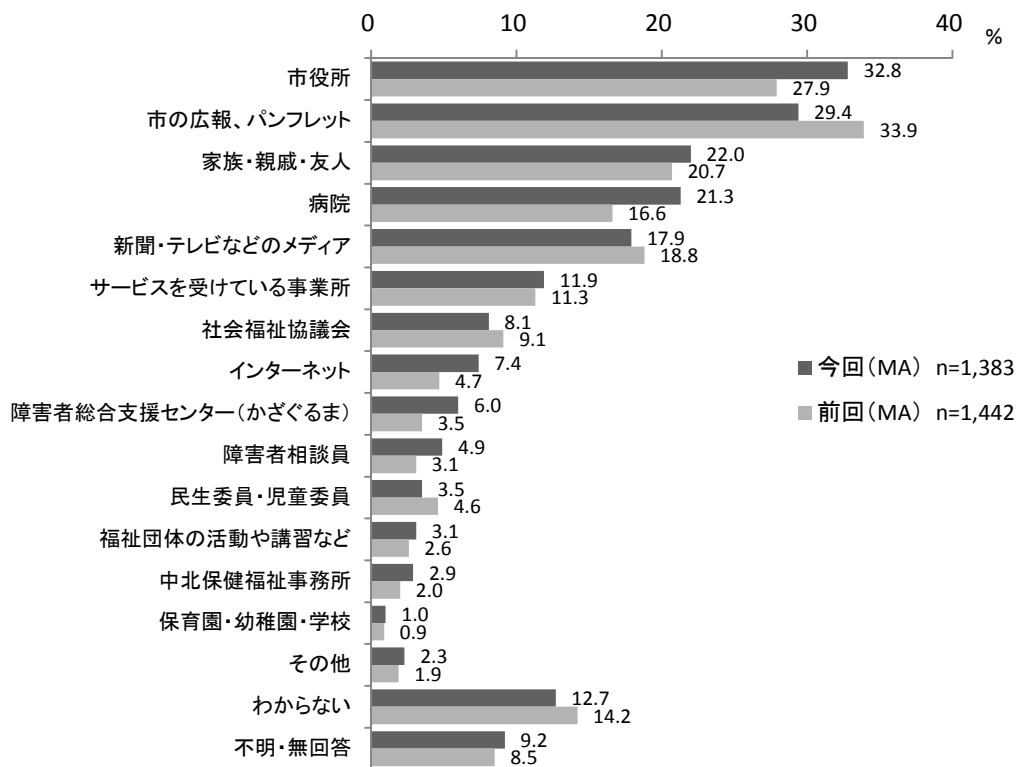
今後は、障害者が社会参加しやすい環境づくりに向けて、ユニバーサルデザインの思想に基づくハード・ソフト両面での整備、充実を図ります。

〈団体ヒアリング調査結果より〉

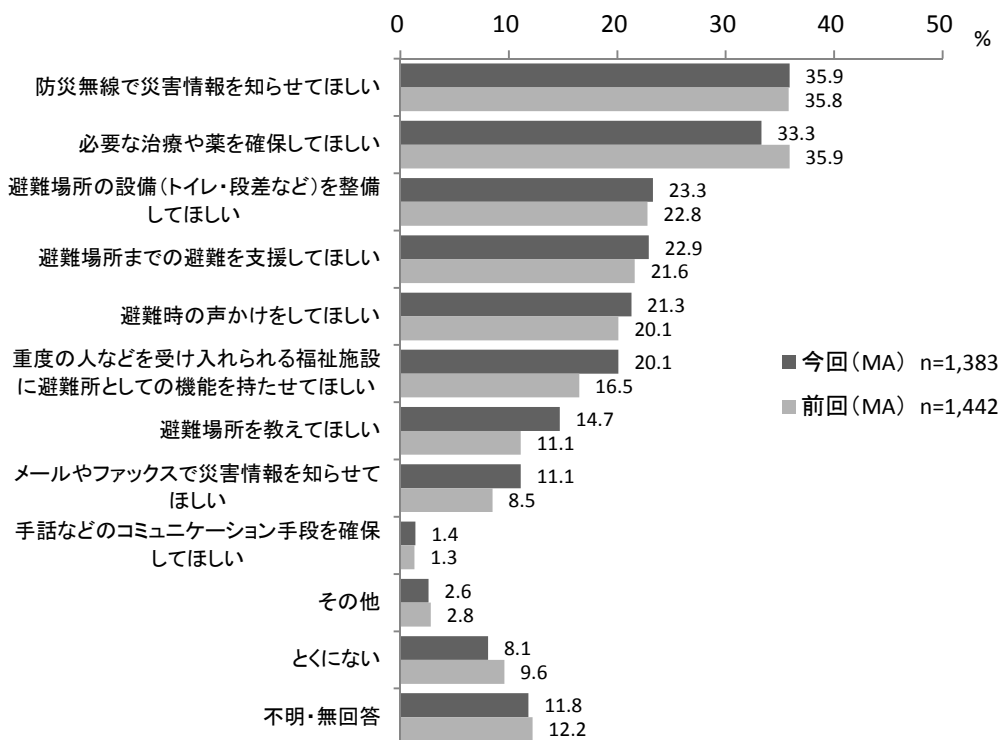
- ・合理的配慮を求められる方に対しては、対応できることをしっかり見極める必要がある。本人の希望、特性等を踏まえた上で、必要なこと、求められることを丁寧にしていくことが必要。

〈アンケート調査結果より〉

■福祉サービスの情報入手先【障害者手帳所持者対象調査】



■災害発生時に支援してほしいこと(再掲)【障害者手帳所持者対象調査】



3-(4)-1 ユニバーサルデザインに配慮した広報誌の作成

【現状・課題】

文字の大きさや、読みやすい表現方法等に配慮し、障害の有無や、年齢等にかかわらず多様な人々が読みやすい広報誌の発行に心掛けています。

今年度から標準使用文字の大きさを1サイズ上げ、弱視の方や高齢者にも読みやすい紙面としています。

また、なるべく平易な表現（言い回し）やイラストを用い、年齢に関わらず読みやすい紙面の制作を心掛けています。

【今後の方向性】

誰にでも読みやすい「ユニバーサルフォント」への切り替えの検討を行っていきます。

また、文章だけでは理解が難しい内容などは、イラストや図を用いて分かりやすい表現になるよう努めます。

【担当課：政策秘書課】

3-(4)-2 アクセシビリティ※を確保したホームページの作成

【現状・課題】

日本工業規格の高齢者・障害者等配慮設計指針である「JIS X8341-3:2016」準拠に十分配慮し、アクセシビリティの確保に最低限必要な「レベルA」の達成基準を満たすとともに、可能な限り、より高度な達成基準である「レベルAA」の達成を目指しています。

「JIS X8341-3:2016」に準拠するため、達成状況のチェックおよび結果の公表を行っています。

【今後の方向性】

誰もがホームページを快適に利用できるよう、文字の大きさ、色使い等に配慮するだけでなく、音声ブラウザへの対応等を引き続き実施します。

1年ごとに「JIS X8341-3:2016」の達成状況チェックおよび公表を行い、基準に準拠していくよう心掛けます。

【担当課：政策秘書課】

※アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単に辿りつけ、利用できること。

未来へのバトンタッチ

2006 年から活動を開始したNPO法人キッズステーションは、支援を必要としている子どもたちに対して、放課後等デイサービスをはじめ、日常生活における基本動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行っています。

当法人の活動には、当初から大学・学部垣根なく、多様な学生が自らの意思で関わり、中には社会人となっても継続して活動を支えている人もいます。

また伝統的に、スタッフとして長期に亘って活動を支える人が多く、上級生から下級生へと着実に支援のバトンが引き継がれています。

そうした学生スタッフの中から、現在山梨大学の3年に在籍する福本さん、高橋さんの2名からお話をうかがいました。

お二人はそれぞれ2年半から2年の間、同法人の活動に「スタッフ」として関わっています。

大学生活を送りながらも長く続けてこられた理由については、子どもたちとの関わりから、自分たちを「必要としている」と感じさせてくれ、「やりがい」と「使命感」とともに、「何とか力になりたい」と思わせてくれるからだそうです。

またお二人に、子どもたちとの関わりの中で印象に残った出来事をうかがうと、「夕方子どもたちと別れる時、『明日も来る?』と聞いてきてくれたこと」や「自分の名前を覚えてもらえた時のこと」を挙げてくださいました。

お二人は、言葉のやりとりや、平均台遊びなどを通じた身体活動など、遊びの中に必要とされる様々な教育的要素を含めながらも、「余暇活動の場なので、子どもたちを何とか笑わせたり、楽しませてやろうという気持ちで来ている。」そうです。

当法人での支援活動を語るお二人からは、誇りと自信に満ちた気持ちが強く伝わってきました。



左：高橋さん 右：福本さん



第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

（１）庁内の連携体制の充実

障害者施策の推進にあたっては、福祉課をはじめ、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、効果的な実施を図ります。

（２）国・県・近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・県からの情報を収集しながら、制度改正などの変化に迅速に対応しながら施策展開を図ります。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいもの等については、県、近隣市町と連携し、適切な対応を図ります。

（３）市民・団体・事業所・関係機関等との連携

障害の有無に関わらず、すべての市民が障害者福祉に関する理解を深め、合理的な配慮を実践していけるよう、本計画の内容を広く周知します。

また、障害者施策の推進にあたっては、市民・団体・事業所・関係機関等、地域の多様な主体と幅広く連携しながら、地域における見守りや支援の強化を目指します。

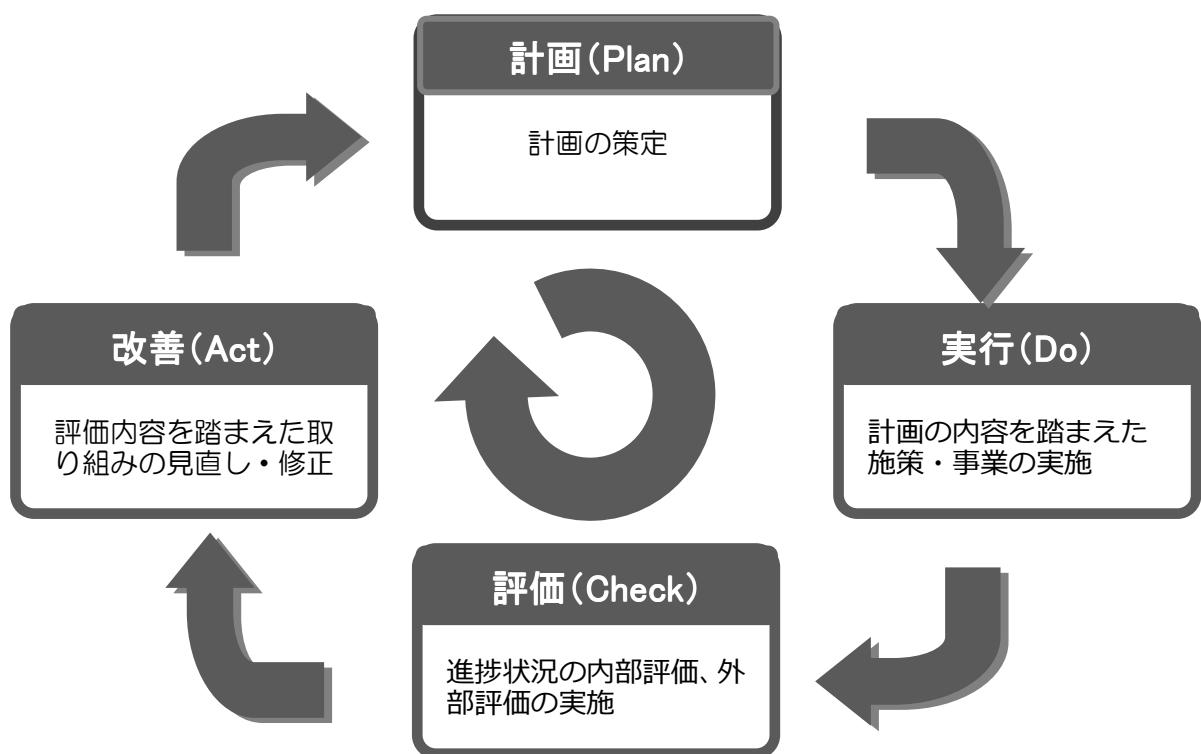
第2節 計画の進捗管理

計画の着実な実施に向けて、施策・事業の実施状況について、多様な視点から定期的に点検・評価を行い、その結果を施策・事業の実施に反映させていくことが重要です。

計画の策定後は、評価・検証について、PDCAサイクル※に基づいて実施します。

策定された計画に基づき、市民、地域、団体、事業所、関係機関、行政等が協働により、障害者が住み慣れた地域で安心して自立して暮らせる社会の実現に向けて様々な取り組みを実行します。庁内においては、関係部署と事業の検証を行い、必要な改善等を迅速に実施します。また、峡北地域障害者自立支援協議会を外部評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と、評価に基づく改善を行います。

■PDCAサイクルに基づく計画の進捗管理



PDCAサイクル：計画をたて（Plan）、それを実行し（Do）、実行の結果を評価して（Check）、さらに計画の改善を行う（Act）という一連の流れをシステムとして進めていく手法。

資料編

1 計画の策定経過

時 期	項 目	内 容
平成 29 年 7 月 20 日	第1回策定委員会	・計画策定の概要 ・アンケート調査について ・策定スケジュールについて
8 月 24 日～ 9 月 7 日	アンケート調査の実施	・障害者手帳所持者対象調査 ・一般市民対象調査
9 月 15 日	関係団体ヒアリング調査の実施	・教育・就労・雇用・障害福祉分野
10 月 26 日	第2回策定委員会	・アンケート調査結果報告について ・団体ヒアリング調査結果報告について ・計画骨子案について
11 月 16 日	第3回策定委員会	・計画素案について ・事業所アンケートの実施について ・パブリックコメントの実施について
11 月 22 日	第4回 峡北地域障害者自立支援協議会 連絡調整会議	・障害者計画等素案について
12 月 1 日～ 12 月 15 日	事業所アンケート実施	市内障害者関係施設にアンケート調査を実施
12 月 20 日～ 平成 30 年 1 月 26 日	パブリックコメントの実施	・計画案に対する市民意見の募集
2 月 22 日	第4回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・事業所アンケート等の結果について ・計画最終案について

2 北杜市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 20 日

告示第 45 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する北杜市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する北杜市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する北杜市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定等を行うため、北杜市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係障害福祉団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第 5 条 委員会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日告示第 37 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 19 日告示第 57 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 6 日告示第 6 号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 北杜市障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	所属団体等	備 考
楠山 恵司	北杜市精神障害者家族会 会長	会 長
清水 健	帝京学園短期大学 専任講師	副会長
飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業中北圏域マネージャー	
大柴 政敏	北杜市身体障害者福祉会 副会長	
小林 由美子	北杜市社会福祉協議会 生活支援課長	
小松 二三子	北杜市心身障害児者連絡会 会長	
津田 健夫	北杜市聴覚障害者協会 会長	
中嶋 浩	相談支援事業所らいむ 相談支援専門員	
花輪 昭彦	北杜市校長会 会長	
藤巻 努	当事者	
宮崎 亮子	キッズクラブひまわり 施設長	
山寺 利幸	山梨県立あけぼの医療福祉センター 福祉指導幹	

順不同・敬称略



第3次北杜市障害者計画

発行日：平成30年3月

発行：北杜市福祉課

所在地：〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL：0551-42-1334 FAX：0551-42-1125

